

# 『風俗志』にみる儀礼と習俗の変化

記録された明治大正期の人生儀礼

関沢まゆみ

Changes in Folk Customs in "Fuzokushi": Recorded Life Rituals in the Meiji and Taisho Periods

SEKIZAWA Mayumi

- ①はじめに
- ②『飾磨郡風俗調査』について
- ③『奈良県風俗志』について
- ④論点

## 【論文要旨】

本稿は、明治末から大正初期にかけての地方改良運動の時期に行なわれた風俗調査『飾磨郡風俗調査』（兵庫県飾磨郡教育会）と『奈良県風俗志』資料（奈良県教育会）の両者における婚姻、妊婦・出産、葬儀の習俗について分析を試みたものであり、論点は以下のとおりである。第一に、両者の風俗調査の間には、旧来の慣行を一方的に「刷新改良」しようという飾磨郡教育会と、「我が風俗ノ何種ハ本ノマ、ニシテ、何種ハ如何ニ変化シ将タ西洋ヨリ入来レルカラ調ベ置カン」とする奈良県教育会とのその動機づけと姿勢の上で大きな差異があったことが判明した。そこで、第二に、『奈良県風俗志』に報告された奈良県下の各村落における大正四年（一九一五）当時の婚姻、妊婦・出産、葬儀の習俗について、その当時すでに変化が起こっていた習俗と、いまだに変化が起こっていない習俗との両者の実情を明らかにすることができた。（一）婚姻の儀式で注目されるのは、上流、中流、下流の階層差である（結婚や嫁入り、自由結婚に対する意識など）。（二）妊婦と出産に関して変化のみられた習俗と変化のみられない習俗については、民俗慣行としての妊産婦をめぐる伝統的な営為が、近代化

によって医療と衛生の領域へと移行していく当時の状況にあっても、産穢をめぐる部分はなかなかそのような変化が見られなかった。（三）婚姻の習俗や出産の習俗と比較して、葬送の習俗の場合にはあまり大きな変化が見られなかったが、その中にあっても葬式の参加者たちによる盛んな飲酒や飲食の風習が廃れてきていた。当時の刷新改良の眼目が、①無礼講から礼節へ、②虚栄奢侈から堅実儉約へ、③迷信から衛生へ、④祝祭から哀悼へ、という点にあったために、葬儀での盛大な飲食は、この①と②と④に抵触するものとみなされたからと考えられる。そして、一方では、先の出産習俗の中の産穢にかかわる部分と同様に葬送習俗の死穢にかかわる部分にはまだ強い介入がみられなかった。第三は、民俗の変化という問題についてである。民俗の伝承の過程における変遷については、基本的に集団的で集合的なものであるから相対的な変遷史であり絶対的な年代で単純化して表すことができない傾向がある。しかし、本稿では風俗志の資料分析によって、その民俗の変遷が具体的な地域における変化として具体的な年代を当ててリアルタイムで確認することができた。

## ①はじめに

### 近代化と民俗

安丸良夫『近代化』の思想と民俗<sup>①</sup>は、一八世紀末から明治維新をはさんで明治中期までの一世紀間における近代化と民俗について論じたものである。まず、民衆の習俗にふみこんでその生活様式の改革を行なおうとした政策として一八世紀末の寛政改革における風俗統制に注目し、その内容は、一般的な瀟洒の禁止や儉約の奨励もあるが、主な目的としては、「①祭礼・講・勸進など民俗宗教の諸側面の統制ないし禁制、②男女混浴、隠売女、女師匠、女浄瑠璃など性にかかわる禁制、③通り者、無宿、物もらい、勸化を強要する若者組など、逸脱的な集団や個人にたいする統制」（同書四五二ページ）にあったと指摘している。これは江戸市中から後に天領・私領を問わず、農村部まで対象とするようになっていったという。つづいて文政一〇年（一八二七）の取締改革においてはさらに民俗的なものへの規制が厳しくなり、たとえば「婚礼などにさいして若者たちが祝儀などを強要する習俗が、地域社会の秩序のなかに統合された民俗としてでなく、秩序を乱す行為として取締りの対象となっている」という点が指摘されている（四五四ページ）。そしてその後、明治初年の府県の府達にみる、「若者組、節句、念仏講と念仏踊、神よせによる託宣、祭礼の踊り、日待・月待、年始・歳暮・盆祭りのさいの贈答、門松、男女混浴、裸体での往来、墮胎、いれずみ、観相・方位・卜占、歳徳神・金神などの民俗神、盂蘭盆会などにたいする禁止令」からは、この明治初年においては民俗的なものへの規制が厳しさを増したことがわかるという。さらに、明治五年以降、廃藩置県をへて近代国家へ向けての態勢が整備されてゆくなかで民俗的なものへの抑圧が全国

で強化されていったという。

そして、「一八世紀末の寛政改革の時期あたりを始点として明治中期までのおよそ一世紀間には、民俗的なものは、あるいは抑圧され、あるいは編成替えをうけて、近代国家の支配体制のなかへ練りこまれていったのだと思われる。（中略）祭礼、村芝居、若者組、民俗宗教などにたいし、統制の枠をはめ、秩序の一部にくみこんでゆくことは、近代国家に不可欠な存立条件であった。そして、近世後期の幕藩政治の改革者たちも、草莽国学や報徳社運動も、明治国家も、明六社などの啓蒙思想も、自由民権派も、民俗的なものを愚昧で秩序紊乱的な存在とみるという一点では、基本的には共通する立場をとっていた」（四五九ページ）と述べて、明治維新をはさむ近代化の過程は「民俗的なものを啓蒙の対象として、文明の対極へと分割し抑圧してゆく時代」であり、「若者組とヨバイ、地域の秩序を乱すような祭り・芝居・踊り、現世利益的な祈禱と結びついた民俗信仰などが、国家の富強と文明化をめざす立場から、愚昧、迷信、非文明などとして、国家と文明の対極へと分割<sup>②</sup>させられ、貶価されてゆく過程」（四六二ページ）であったととらえている。

このような視点に対して一方、牧原憲夫「文明開化論」<sup>②</sup>は、府県の布達類や『明治建白書集成』、『東京日日新聞』、『新潟新聞』ほかの記事をもとに、明治初期における政府の近代化政策が人びとにすんなりと受け入れられたわけではなく、地域社会においては「開化の推進役になった府県庁や地域指導者層と、旧来の生活スタイルを保持しようとする一般民衆とのせめぎあい」が各地でみられたことを指摘している<sup>③</sup>。そして、「明治維新全体と同様、文明開化も明確なプランに基づくものではなく、政策がそのまま実現されたわけでもない」（二五三ページ）といい、明治初期の近代化は、明治政府が「文明の視線」に反応して着手されたもので、人びとの風俗（日常生活）については「開港場や三都からはじまった規制はやがて、刺青、道路や川への汚物投棄、荷車・人力車によ

る通行妨害、春画販売、喧嘩などの禁止をふくめた違式註違条例にまとめられ、しだいに各地に普及していった」（二五五ページ）として比較的緩やかなものであったととらえている。

### 戊辰詔書と地方改良運動

このような文明開化期の動向に対して、日清戦争、三国干渉、そして日露戦争を経た後の明治後期における近代化政策は、あらためて地方改良運動というかたちで強力に推進されることとなる。

宮地正人「地方改良運動の論理と展開」<sup>(4)</sup>によれば、「日露戦後、日本が欧米帝国主義諸列強と対等の経済力（この中には当然国家財政の鞏固さもふくまれる）と国民のつよい国家意識・団結力とをもって国際舞台に突入しなければならなかった、実にその時期に、日本帝国の基盤たる農村・町村の動揺・疲弊・分解の諸相が広汎に現象しはじめた」（一四〇―一六ページ）のだといい、その矛盾を解決するためには「帝国主義諸列強に伍していかなければならない新段階の日本帝国にふさわしい財政的・経済的・人的基盤を創出すること、この課題が困難であればあるほど、国家権力により強圧的に遂行されねばならなかった」（一八ページ）のだと指摘している。日露戦後、明治三十九年（一九〇六）五月、第一次西園寺内閣は、内務省から地方長官会議で「地方事務ニ関スル注意参考事項」として、「一、神社祀勸奨ニ関スル件 一、招魂社創立ニ関スル件 一、神職任用ニ関スル件 一、神職団体ニ関スル件、一、地方団体ノ監督指導ニ関スル件 一、基本財産ノ充実並保管ニ関スル件 一、部落有財産ノ統一並利用ニ関スル件 一、地方公債並滞納処分ニ関スル件 一、時局記念事業並戦後地方経営ニ関スル件 一、警察行政ニ関スル件 一、衛生行政ニ関スル件」を提示して、「帝国主義列強に對峙しうる日本帝国にふさわしい財政的・経済的・社会的基盤を全国の町村に創出しようとしてきたが、「課題」と現実とのあいだに存在する亀裂は

埋めるべくもなかった」（一九ページ）。そこで、第二次桂内閣は、明治四一年（一九〇八）一〇月の『戊辰詔書』発布により、「町村における、生産発達ニ富増強、教育普及ニ國家の國民掌握、國家財政の基礎たる町村財政の確立、これらの國家の緊急課題を強力に遂行」（同書二七ページ）することとした。そのなかで「国運の発展をさまたげる「古風」「旧俗」は、それがいかに共同体的關係を内包していようと、いかに団結力に富み、協同一致の精神に豊んでいようと、その存在は断じて許容さるべきではなかった。だからこそ、村落共同体的物質的基礎をなす部落有林野は、國家の強力な指導のもとに行政町村に統一させられることにより消滅させられようとし、また、村落共同体的秩序でありかつその精神的表現でもあった若連中・若衆組は、その存在を上からの青年会設立とともに否定されていったのである」（七〇ページ）。その一方、「醇風美俗」「隣保輯睦」「共同一致」などの言葉が強調され、それについて、宮地は「一方では國家的利益に對立する共同体的なものがすべて否定され、排除されながらも、他方日本帝國の進運をささえるべき共同体的なものが國民統合の上で強く要求されていく。（中略）自己のよつてたつ基盤たる町村を、日本帝國の發展を下からささえ推進させるにたるだけのものにすべく、町村を「國家のための共同体」に転化させるため、町村自治の強化を意図するのである」と指摘している（七三ページ）。

また、有泉貞夫「明治國家と民衆統合」<sup>(5)</sup>は、地方改良運動について「空前の國民教化・生活改善運動」（二二六ページ）の展開と位置づけ、「日露戦後のそれ（風俗矯正・勤儉貯蓄奨励のこと…筆者注）は単に節儉の成果をあげて家計と町村財政破綻を救うためだけでなく、伝統的な生活習俗を改変して天皇制國家への一体感を町村民に日常的に感覚させるようなあらたな生活の秩序とリズムを作りだすことを目差した」ものであるといい、なかでも「風俗矯正の働きかけは一八七二年太陽曆採用以来の懸案であった旧曆による生活習俗の改変を基調として進められた」

(二三七―二三八ページ)と述べている。<sup>(6)</sup>

しかし、そのような強力な政策にもかかわらず、早くに有泉が「種々の施策に対する当時の断片的な批判的証言や、運動が実施されて数年を経過した時点での軍当局者の町村状況観察報告『大正二年一二月調査連隊区管内民情風俗思想界ノ現状』(東京大学法学部所蔵)などから、地方改良運動に托した権力者の願望は達せられなかったと想定する」(二三三ページ)と述べているように、その後の研究においても、必ずしも一村一社の神社会併、部落有林野の統一、農法の変革などが全国津々浦々十分に実行されたとはいえず、また五節句の禁止も不徹底なままであり、なお旧来の共同的慣行が人びとの生活に大きな影響力を持ち続けていた側面も指摘されている。<sup>(7)</sup>

#### 風俗調査資料

こうした日露戦後に推進された地方改良運動を背景に、あるいは大正天皇の即位記念を契機として、全国各地で行なわれたのが風俗調査であり、その主体となったのは主に郡教育会であった。そして、その調査内容は地方の風俗の実態の把握とそれに対する矯風正興事業としての性格を有するものであった。ここでは「公教育と慣習世界はしばしば対立するものとして描かれ」、たとえば、太陽暦の使用および神武天皇即位紀元等大祭日の制定、時間の励行、納税・兵役義務、衛生法の施行、公徳心の育成、そして青年会による矯風正興、等々の政府の政策の浸透の程度とそれを妨げる要因、および「弊風」と称される文明的でない行為の改善の必要がしばしば指摘されている。

しかし、これらの風俗調査資料というのは、そのような地域の迷信・因習などと称される矯風正興の対象の記述だけでなく、その当時の人びとが同時代の視点で当時のことを記録している点でも近代における地域社会の生活変化を知る貴重な資料といえる。つまり、単に国家の政策と

地方の旧来の風習との齟齬の実態を示す資料として引用するにとどまらず、その時代の民俗の実態を記録したものと読み直すことが必要である。<sup>(9)</sup>衣食住や生業などの経済伝承をはじめ、家族のあり方や村の運営などの社会伝承、また年中行事や人生儀礼などのいわゆる信仰・儀礼伝承、伝説や民謡などのいわゆる言語・芸能伝承など、民俗全般についてそこでは記録されており、現在では失なわれている民俗伝承が同時代的に現場で目撃され数多く記録されているのであり、その点は貴重である。

#### 『明治大正史世相篇』

柳田國男が、明治大正期の世相や風俗の変遷を論じる『明治大正史世相篇』<sup>(10)</sup>を著すのは昭和五年(一九三〇)のことであり、続いて戦中、戦後にかけて『現代日本文明史18世相史』<sup>(11)</sup>(一九四三年)、『明治文化史13風俗』<sup>(12)</sup>(一九五四年)などを著している。つまり柳田は、明治大正期の同時代史を自ら生きながらその世相の変化を観察し、その現場的な情報をふまえた上で、あらためて昭和の時代に立ちながら過去の生活の変遷史の解説を試みているのである。そして、明治以降の西洋の文物の影響を受けた風俗の変遷に注目し、とくに地方の暮らしぶりを重視している。柳田は、風俗とは「クニブリ・ヒナブリ」のことであり、もとの意味は「土地に行なわれている暮らし方であった」という。そして「物質文化を透して精神文化をもうかがうこと、その表面に現われたものが風俗」だと述べている。そして、「風俗史という以上は、それが都市のみの事実であってはならない。農村漁村など全国にわたっての記述が含まれなければならない」と述べ、地方の民間伝承にもとづく風俗史の記述の必要性を指摘し、さらに「風俗の変遷はいつも斜線をえがいてかわっていくので、それを知ることが風俗史の任務だと思っている。ただ大きな都会の世相だけを見てはわからないのである」と、<sup>(13)</sup>大都会と地方の村落における風俗の表れ方や波及時期の差異など、その伝承の変遷と地域差に注

目することの重要性を強調している。<sup>(14)</sup>

そこで、本稿では、近代史の研究者がとくに関心を示し、かつて柳田も重視していた地方の風俗史の資料に注目することとする。柳田のいう風俗の変遷という視点を含みおきながら、兵庫県と奈良県の二つの風俗史関係の資料により、明治末から大正初期における婚姻、出産、葬儀の習俗を例に、第一に、地方においてどのような習俗、慣行が当時の教育者によって指導の対象とされたのか、第二に、何が変わり、何が変わりにくい習俗として残ったのか、これらについての分析を試みることにする。ここで対象資料とするのは、明治四一年（一九〇八）に戊辰詔書が発布された直後に調査が行なわれてただちに編纂がなされた兵庫県の『飾磨郡風俗調査』と、やや時期を置いて、大正四年（一九一五）に奈良教育会の御大典記念事業の一つとして調査が行なわれ、未編集のまま奈良県立図書情報館に保管されてきた『奈良県風俗志』資料である。

## ②『飾磨郡風俗調査』について

### （一）『飾磨郡風俗調査』の目的

兵庫県飾磨郡教育会では、戊辰詔書が発布された明治四一年（一九〇九）一〇月一三日から二カ月後の一二月一四日、風俗調査の企画検討が開始された。非常に早い対応である。調査委員となった曾左村長川口木市郎、白濱村長井上木太郎、高岡尋常高等小学校長河野三代松、古知尋常高等小学校長米澤眞太郎、水上尋常小学校校長中安薫、糸引尋常小学校校長辰巳卓郎の六名が、郡役所に会合して、調査項目の検討に入り、その後、年が明けて明治四二年二月一六日から五月二六日までに各町村委員部において調査が実施され、また調査委員はその間合計二三回もの会合をもち、一二月までに再調査が行なわれ、刷新改良の意見を附すなどして、明治

四四年（一九一三）一〇月三十一日にその成果報告書が刊行された。

#### 1. 目的

その調査の背景と目的について、飾磨郡教育会長川口木七郎の序文には次のようにある。<sup>(15)</sup>

「新しき良風を追ふと共に古き弊俗を去り、所謂日進月歩を努むるは何れの世にも必要の條件である。殊に世界共通の弘き文明時代となりては如何なる僻陋の地迄も皆文教を盛にし風俗を改善すべきの急なるは言を俟たぬことである。然るに學校教育が全く新しき式により新しき智識を普及せしめらるゝの今日に於て当然之に伴ふて進むべき一般の社会が却つて遠く後れたるが如き觀あるは實に遺憾とせねばならぬ。（略）我飾磨郡教育会は主として社会的風教改善の方面に働かんとするのである。然るに社会の風俗は大体郡内一様相似たるが如くみえて居ても仔細に云へばもと大小無数の社会が千差万様の歴史習慣を有して相重り相混じて居つて非常に複雑を極めて居ると云ふ事實であるから、教育会の事業も亦少数の当事者が一室で考へたり相談したりした丈の事を以て働いて見ても或いは其の要領に外るゝ事を免れぬから、先づ各地方それ〴〵の風俗習慣を細大となく調査して之を基礎として事業に移るが適當である。此の見地から本会委員諸君の賛同を得ると共に前後数年間に亘つて多大の労力を煩はしたる結果此の風俗調査書が出来たのである。本教育会は此の調査を主なる基礎として将来一層社会教育に奮盡せん事を期するは勿論であるが、本会が如何に活動するも各地方の風俗改良の上には到底助動詞たるは免れないのである。各町村部落は皆立憲国内に於ける自治民人計りの集団であると云ふ事を充分自覚されて本調査の上に現れたる事項に於て全く矯正すべきもの又は改善すべきもの助長すべきもの等それ〴〵適宜の取捨をなし且つ其の実行に鋭ならん事を希望するのである。何とならば各地方自身が本調査を活用さるゝこそ其の奏効が速かで且つ顕著であるからである。即ち學校教育と家庭及び社会と皆其の徳

風を一貫調和するの幸福に達するの捷徑である。本調査の目的は本会の基礎材料を作ったのではあるが其の活用は直接に各地方本位ならん事が却って希望の至りである」(一一～一三ページ)。

つまり、飾磨郡教育会が社会的風教改善の方面に働かんとすること、その基礎資料として各地方の風俗習慣の調査を行なうこと、そのうえで全く矯正すべきもの又は改善すべきもの助長すべきもの等それぞれ適宜の取捨をなし且つ其の実行について意見を附すという姿勢である。そしてそれは世界共通の弘き文明時代となりては如何なる僻郷の地迄も皆文教を盛にし風俗を改善すべきの急なるは言を俟たぬからだというのである。

## 2. 項目

調査項目は、明治四一年一二月の第一回会議で、社会人生行事、年中行事、雑件、の三項目が提示され、その翌年一月九日の第二回会議で、細目の検討が行なわれ、第一章社交、第二章公德、第三章神事仏事、第四章迷信、第五章言語風儀、第六章法令、第七章規律と習慣、第八章衛生、の八項目となった。

## 3. 特徴

この『飾磨郡風俗調査』の本文はその全文に振り仮名がふられているのが一つの特徴であるが、同時に「経費の許す限り部数を多く印刷し郡内に沿ねく配布する事としたり」と記されていることからみれば、単なるこの時代の風俗調査記録というだけでなく、県内各地における風教改善上の啓蒙書として広く活用されることを目的としたことがわかる。また、慣例を記した各項目ごとに、教育会委員によって「刷新改良上の意見」が付帯意見として記されているのがまたこの報告書のもう一つの特徴である。

そこで、婚姻・妊婦・出産・葬儀についての当時の慣習と「刷新改良上の意見」を確認してみると、以下のとおりである。

## (2) 婚姻縁組に関する行事と「刷新改良上の意見」

### 1. 婚姻縁組の慣習

第五章「風儀と言語」の四項目目において「婚姻縁組に関する行事」について次のような例が報告されている。

「野合結婚をなすもの多き地方あり。

「野合結婚をなすもの多き地方あり。結婚調へば、酒肴及扇子を贈る。

婚姻の日を定めたる時は結納を贈る。資産の程度に応じて差あり。

結納を受けたる方は、頼み見せと称して、女客を招待し、裾分けを配る風習ある所あり。

実家を出づる時の出立式には、先祖の霊及両親兄弟に暇を告げ、終りに水盃を行ふて出立つ地方あり。

式の当日は見立呼びと称して、客を招き、荷物を送る。(隣家又は出入の若者等酒気を帯びて卑猥なる歌を唄ふて運び行く) 荷物は大抵途中にて中継をなす。此時祝儀及酒肴を受取る定めなり。

嫁入りの時は、親戚近隣のもの送り出す。取り方は提灯を点じて列をなして出迎ふ。

新婦の父親は、其村の区長の許に挨拶に行く処もあり。

儀式は三々九度の式を行ふ。

宴会は資産の貧富に関し、盛否の別あれども、一般に盛大なり。

酒肴を強ひて進め、終に無礼に渉る所多し。大抵は長夜の飲をなし、宴会の終るは翌日にして、甚しきは翌日の午後に亘るが如き事なきにしもあらず。

懇意なるものは、祝物を贈るを常とす。

三日目には部屋見舞を贈る。此品は村内及親類へ分配す。

但し南部地方は、菓子を贈り、北部は赤飯に限るもの、如し。

祝と称し、親里より荷物と共に、持ち来りたる糯米を用ひて、赤飯

とし親戚へ三四日目に配るを例とす。

五日目には、初あるきと称して、親許に往き、即日婚家に帰る。此の際、婚家の親兄弟付添ひ、盛宴を張る。親許への土産物は、酒及肴とす。

三日又は五日目に、地方により賤直しとて、新夫婦共に親里へ行く所もあり」（二一八〜二二〇ページ）。

## 2. 「刷新改良上の意見」

そして、これらに対する、飾磨郡教育会による「刷新改良上の意見」は次の通りである。

「人生一度の盛事であるから、成る丈け丁重に盛にやるがよい、然ればとて、夜を通じて酒宴を催し、客が酔ひつづれるか、取持が酔ひ潰れるか、二つに一つの倒し合ひをするが如き蛮風は、絶対に矯正せねばならぬ。礼に始まって乱に終るが如きは、大にいましめ改良すべき点である。要は儀式行事は十分に丁重にして、虚栄奢侈に渉る事は、断じて改良せねばならぬ。所謂華を去つて実に就く方針でなくてはならぬ。よろしく時代の趨勢に適合せしむべく、改良せねばならぬ。荷物の如きも徒らに何が何枚あったとか、箆筒が何本で長持が何竿あったと云ふやうな事、又は襟見せと云ふ虚栄心からられて、妄りに多額の費用を要するが如きは改良すべき要点である」（二二二ページ）。

## (3) 妊婦・出産の慣習と「刷新改良上の意見」

### 1. 出産の慣習

第二章公德、六項目に「汚物の処置法」が記されており、その第一項に「出産死亡の時の汚物は、墓地に設備せる汚物穴に捨つる所多し」（二七七ページ）とある。これに対する飾磨郡教育会の「刷新改良上の意見」は、「出産汚物の処置法は、明治三十四年四月二十日本県令第四十二号胞衣及産褥汚物取締規則に全然従はなければならぬのである。今同規則

中吾人の常に心得て居らねばならぬ点を抄録せんに。第一条出産汚物は分娩後二十四時間以内に、埋没若くは焼却すること、第二条右の場所は所轄警察署の認可を得たる場所にあらざれば、埋没若くは焼却するを得ず、第十二条此の規則に違反したるものは拘留又は料料の罰あること」（二八〇〜二九二ページ）となつてゐる。

さらに妊娠中および出産に関しては、第八章衛生、第一項「妊婦の衛生」に、次の六項目が報告されている。

(1) 腰部に灸を据え、又は干菜等の湯を立て、時々入浴せしめ、腰部及腹部を温む。

(2) 妊娠中は腹帯をなし、産後は殊に枕を高くし、産児には、直ちに母乳を與へざる等、旧習を守るもの甚だ多し。

(3) 姫路市富屋の振出し薬を服用するものあり。

(4) 妊娠中の食物としては、蝦、烏賊、章魚、海鼠の類を忌み、分娩後には、一般に餅、味噌汁、芋莖を食し、蓮根、葱を忌むものもあり。

(5) 高き所にあるものを取ること、及転ばぬ様に注意をなすこと。

(6) 或地方は、大抵産婆の診察を受け、全く其指揮に従ふ。

〔附〕 懐胎中に、産神を奉祀せる加古郡大野神社に参詣し、安産を祈り、鈴の緒を借りて腹帯とし、守り札を受け、之に偏頼し、又は男の下帯を腹帯とすれば、安産すと云ひて、衛生の何物たるを、心得ざるもの多し」（二九七〜二九八ページ）。

### 2. 「刷新改良上の意見」

これらに対する、飾磨郡教育会による「刷新改良上の意見」は次の通りである。

「妊婦の身体を大切にするのは、一般にす、めずとも、よく気を付けるから、いろいろの事をしたり、甚しさは諸種の迷信に陥るのである。故に、婦人会又は処女会等に於て、産婆を聘して、予じめ衛生上、注意

すべき事を、親切に又平易に、且つ土地及び貧富等によって、適切に話して聞かせるのが、最も根本的改良の方法であるから郡衛生会等では、此方法を取って貰ひたいのである」(一九九ページ)。

#### (4) 葬儀の慣習と「刷新改良上の意見」

##### 1. 葬式に関する行事

葬儀の慣習については主に第一章「社交」の中の「葬儀の慣習」と、第五章「風儀と言語」の中の「葬式に関する行事」との二章において述べられている。まず、第五章「風儀と言語」の「葬式に関する行事」という項目には次のような例が報告されている。

「非時は精進料理にして、本膳、平、壺、チャツ、汁位の献立なり。稀に酒を饗するもあり。

炊事手伝人は、同行と云ふものありて、其人より頼み入る、ものとす。又隣家若干戸の組合中、親類以外のもの、手伝ふ地方もあり。部落によりては、手伝人の風儀甚だ良しからずして、喰ひ荒す所もあり。

盛物は、大抵粗末なる菓子及果物を用ふ。

花は、近來大に流行し、親類懇意のものより贈るもの多し。

地方によりては、非時の膳部は、焼豆腐二つに卸し生姜を入れたるもの、外漬物のみを以てするもあり。

鹿谷地方は、米は平素積み立て居るものを用ひ、漸次に其返却をなすものとす。又村香料とて死去ある毎に、戸々各沓錢宛集めて貯蓄するの習慣あり。

他村より親類付合等にて会葬せし者には、特に下宿を借りて、酒を饗するもあり」(二二三～二四四ページ)

##### 2. 「刷新改良上の意見」

そして、これらに対する、飾磨郡教育会による「刷新改良上の意見」

は次の通りである。

「前記手伝人の風儀野蛮なるもの、如きは、絶対に矯正せねばならぬ。同情の心のないのも極点に達したものと云つてよい。其他の改良意見に就ては、交際の章に於て詳述したから、此処では之を省くが、要は葬儀に関する行事は、どこ迄も真面目に、喪家に対する深厚なる同情心を持って執行せねばならぬ」(二二五ページ)。

##### 3. 葬儀の慣習

そして、第一章社交の第五項「葬儀の慣習」には、次の八項目が報告されている。

(1) 会葬者には礼儀の心得乏しく、社杯をつけながら、煙草入を腰にし襟巻をなせる者あり。不規律にして誠意をかき、笑語雑談同情の認むるに由なく、甚しきは読経を終らざるに、早くも供物を荒すが如き悪風ある所あり。

(2) 服装は白衣を着するを通例とし、其数の多きを誇る地方あり。一般会葬者は羽織を着す、袴を着するは身分あるもの、み也。女子の白衣を着するものにして、かつぎを畳みたるま、手に持ちて見送る地方あり。

(3) 近親のものはお寺を招待して会葬す、為めにお寺の会葬者多きを以てよき葬式と称して相誇るの弊風ある所あり。

(4) 送葬当時喪家の状態は、湯灌とて、夜中死人に沐浴せしむ。これに携はる人々は皆裸体となる。此際湯灌酒とて茶碗酒を呑む風習ある地方あり。

喪家の家族は、葬送準備は勿論火葬亦埋葬等に至る迄、一切関係せず、同行若くは近隣の人に一任す。天死は悼み、老死は祝する風ありて老死の際は一般に酒を饗し、子供には餅を配與する所もあり。

会葬者に対して、葬送の翌日主人の礼に行く地方あり。

(5) 会葬者には、一般に非時と称して飲食の饗応をなし、又会葬者は香料として応分の封金を持参す。

(6) 死亡者あれば、村内一般に、喪家に就きて弔詞を述べ、近隣のもの及同行者は直ちに喪家に集りて片付け其他凡ての準備をなし、近隣の女子は、死人の側に通夜して之を弔ふ。

(7) 会葬者は、如何程遠方のものでとも、厚き親戚の外は、遠慮して宿泊せざる美風あり。

悔み、送葬等は、極めて丁寧につとめ、且つ喪家に対して相当の同情を有する美風ある処もあり。

村内は、死亡者の老幼を問はず、各戸より一名づゝ必ず会葬する美風あり。

(8) 喪家は葬送の二、三日後礼招きとて、手伝ひ呉れし同行等を招きて饗応する所あり。

香料をうけしものには、香典返しとて、餅、乾物、又は端書等を贈る(一八〜二二ページ)。

#### 4. 「刷新改良上の意見」

そして、これらに対する、飾磨郡教育会による「刷新改良上の意見」は次の通りである。

「第一項に記したるは、現在に於ける弊風中の弊風である。凡そ人生の悲惨死より大なるはないのである。老幼を問はず、死人に別れた家族の愁傷は、言葉にも筆にも盡されぬ。然るに此葬儀に列して、笑語、雑談をするに至つては、些の同情心をも認むる事が出来ない。実に言語道断の事と云はねばならぬ。殊に読経の終らざるに、早くも供物を荒すに至つては実に免しがたき人道の罪人である。此の如き悪事は、絶対的になからしむるやう矯正を要す。かくて最も深厚なる同情と誠意とを以て、会葬するやうにしたものである。

第二項の服装は、紋付羽織に袴と云ふ事に定めて、白衣は漸次廃止し

たいと思う。白衣必しも悪いのではない、否むしる習慣として存続したのであるが、時勢のしからしむる処、漸次減少して今日にては整頓したる白衣は殆んどないのである。実に不体裁極まる白衣を認むる事が多いのであるから、断然改めて紋付羽織に袴と云ふ事にしたいのである。

第三項お寺を招待して其傘の数多きを誇るは、本末を誤つて徒らに虚栄を競ふ事となるから、此弊風は除去すべきものと思うのである。

第四項は美風なれども、其内老死を祝ふと云ふ意味の有るのは甚だよろしくない、老死たりとも、決して家族として祝ふ心は露もあるべき筈はないのであるから、酒を飲んだり餅をまく等の事は、断じて廃止すべき事である。

第五項非時の饗応は成るべく廃したい。殊に酒は一切やめる事としたいが、長き旧慣の事にて、急に断行もしがたい点もあらうから、此等はよろしく地方の申合せによつて、やめる方針をとるべきことである。

第六項以下は凡て美風と認むべき点なれば、一層助長發達せしめる事に努めたい。

要するに、喪家に対して多大なる同情と深厚なる誠意とを以て、凡てに当るやう注意したいものである(二二〜二三ページ)。

このように、第五章「風儀と言語」における「葬式に関する行事」に比べて、この第一章「社交」における「葬儀の慣習」に関する事例に対してはより多くの改良意見が述べられている。教育会の視点としては、行事内容よりも付合ひの旧習の改善を重視していたことの表れといえよう。

このほかの章においても葬儀にふれている例があるが、それにはたとえば「葬式場に於て、式後会葬者引取りの際、喪家の一族、設けの場に於て、会葬者に一々座札を以て挨拶するが一般なり。之は立札に改むるをよしとす」(二二九ページ)がある。これは近畿地方の野辺送りの慣習の一つである、喪主あるいは喪家による会葬者への座札を行う姿を否

定しているものである。

また、当時の墓地の様子について、「鹿谷の一部にては、凡て埋葬なり。葬式は日没後にして、穴は浅く墓地は各戸別々にして、自己の持山又は畑に埋葬し、共同墓地に葬るもの少し」（一五九ページ）、「埋葬火葬場ともに墓地狭隘にして普通両者共に草茫々の荒野の如し然らずんば農家の物置場所か牛繫場所の如き有様なり」（一六〇ページ）と報告されている。

これについて、火葬と埋葬については宗教上からも土地の習慣上からもなかなか改めにくいことであるが、今後の人口増加を考えると、火葬にしたものだけいい、また、その火葬場の建設については、次のような「刷新改良上の意見」が述べられている。「規則上焼竈（やきがま）だけに垣様のものを造りたるも其は単に形式的にして墓地としての觀念をもつと明瞭にし且つ村々に於ても注意して清潔に墓地らしく火葬場の完成をも期すべきであるが、之れはどこ共無頓着な風だから矢張講話とか説教とかに待つか或は部落にて規約を定めて改良するより外に道はあるまい」（一六〇～一六一ページ）。

#### （5）『飾磨郡風俗調査』の特徴

以上のように、飾磨郡教育会が当時の婚姻、妊婦・出産、および葬儀に関する慣習について調査した「内容」と、それに対する「刷新改良上の意見」がまとめられているのであるが、まず、前者の「内容」についてはこの調査報告書では調査されたすべての情報が掲載されているとは限らず、一定の編集整理の作業が行なわれている可能性がある。しかし、後者の「刷新改良上の意見」は当時の飾磨郡教育会が内外に向けて発信している基本的な姿勢であると考えてよい。そこで、当時の慣習の「内容」もさることながら、この報告書で注目されるのは飾磨郡教育会の姿勢である。改良意見の基本を整理してみるならば、以下の点をその

特徴としてあげることができよう。

第一に、飾磨郡教育会には、当時の慣習に対してそれを伝承してきた社会や人びとの意識や行為についてその背景や理由を分析もしくは理解をしようという姿勢はまったくみられない。第二に、飾磨郡教育会が蛮風、悪風、弊風とみなして廃止すべきだ強調するのは、以下のような事柄である。まず、（一）婚姻縁組に関する行事では、一、夜を通して飲食すること。二、酔いつぶれるほど飲むこと、三、虚栄奢侈に涉ること。（二）妊婦・出産の慣習では、一、諸種の迷信に陥ること。（三）葬儀の慣習では、一、葬儀に際しての笑語雑談、二、読経も終わらぬうちから供物を荒らすこと。三、だらしなく不体裁な白衣、四、寺僧の招待の多寡により虚栄を競うこと、五、老死を祝う飲酒や餅撒き、六、非時（食事）の饗応や飲酒。七、喪主と喪家による会葬者への座礼。

そして、第三に、飾磨郡教育会が美風と認め助長発達させたいといっているのは、先の（三）葬儀の慣習のうち、死者や喪家に対して同情と誠意をもって死を悼む姿勢である。つまり、飾磨郡教育会の風俗改良への基本姿勢は、旧来の慣習への「同情と誠意」ではもちろんなく、「時代の趨勢に適合」すべき改良の推進であり、それは、①無礼講から礼節へ、②虚栄奢侈から堅実儉約へ、③迷信から衛生へ、④祝祭から哀悼へ、という改良運動であった。

したがって、そこには伝統的な慣習としての民俗の論理を考えてみるという姿勢は微塵もなかった。たとえば、この記述だけでは判断できない部分もあるが、現在の民俗学の視点からすれば、上記の（三）葬儀の慣習の、二、読経も終わらぬうちから供物を荒らすこと、についても、いたずらに葬式の供物を荒らすのではなく、それを生者が食することによって長生きできるとか、餓鬼仏への施しとなり死者が成仏できるなどの民俗信仰が存在していた可能性がある。また、長寿の者が死亡した場合にも、その長寿の生命力にあやかるうとする信仰が酒や餅、あるいは

赤飯などの飲食に込められていたと考えられる。衣服の上でも、死者の死装束と同じ白色の衣服を着用して喪主や親族が葬儀や野辺送りをを行うことの中には、死者が一人で旅立つときに寂しがらないように家族も同じ白色を身につけて送るとか、親族は死者と同じく死穢を被る存在とみなす民俗信仰の存在が推定されるのであるが、そのような慣習としての白衣もすでに不体裁であるとみなされて、紋付羽織に袴を着用することが推奨されている。死者の靈魂を無事に成仏させるためには、仏教の引導渡しという宗教儀礼だけでなく、重ねがさねの断絶の意味をもつ儀礼を必要とするという民俗信仰にもとづく靈魂観についての理解はそこではまるでなされていないことがわかる。

また、不衛生と観察された出産と死亡の際の汚物処理についても、後産の処理の場合にはなるべく日に当てず家の玄関の敷居の下や便所付近に埋めるのを慣習とするのは、それが単に不衛生な排泄物としてではなく一定の民俗信仰の対象とみなされていたからと考えられるし、また墓地が荒野の如しという描写が見られるが、このような近畿地方の村落の墓地の場合には、近畿地方独特の歴史を反映した墓地の景観つまり遺骸に対する執着が希薄な墓地が存在することが、現在の民俗学の知見からは推定できるのであるが、やはりそのような視点はこの段階の飾磨郡教育会には存在しなかった。

つまり、飾磨郡教育会の視線は、その土地に生活しながらもその土地の生活者のものでなく、慣習を迷信や弊風とみるまさに近代的な「教育者」の視線であり、科学的な知識の普及によって因習を打破すべきだとする他者的なものであったといつてよい。では、この明治末から大正初期にかけての「風俗調査」というのはすべてこのような姿勢で実施されたものであったかという点、必ずしもそうではなかった。地方改良運動の推進の中で実施された「風俗調査」にあっても地方によりまた担当者により、それなりの特徴があったのも事実なのである。そこで、次に

『奈良県風俗志』についてみてみることにする。

### ③『奈良県風俗志』について

#### (1)『奈良県風俗志』資料調査

##### 1. 主旨

大正四年(一九一五)『奈良県風俗志』は、奈良県教育会における大正天皇即位御大典記念事業としてその編纂事業が計画され、資料調査が行なわれた。<sup>(18)</sup> 明治二十七年(一八九四)に創立された奈良県教育会は、大正四年(一九一五)二月に奈良県編『大和志料』(上下二巻)を刊行した後、六月に各郡教育会を通じてこの風俗志資料調査を依頼した。これについて『奈良県政七十年史』は「大典記念の県事業として、男女青年団の振興がはかられたことと関連し、県民生活の改善に資そうとしたものであつたろう」と述べている。<sup>(19)</sup>

資料調査は郡教育会から町村の小学校校長を通して教員たちに委嘱されて行なわれた。この経緯については、鹿谷勲『奈良県風俗誌』について<sup>(20)</sup>の紹介がある。それによれば、奈良県師範学校教諭高田十郎(二八八―一九五二)が編集委員囑託となって進められたものであること、その高田によれば「編纂の暇なくて其儘になった」こと、などがわかる。高田はその後、戦後の昭和二年(一九四七)三月に池田源太、仲川明、岸田定雄、岸田文男、笹谷良造、梅木春和、保仙純剛、栢木喜一らと大和民俗学会創設に携わった人物でもある。<sup>(21)</sup> そのとき高田は学会の名称について、「大和民俗学会」よりも「奈良民俗学会」とした方が国際性がある<sup>(22)</sup>と言っていたというが、この風俗志についても大和風俗志ではなく『奈良県風俗志』と称している。

高田はこれを「奈良縣風俗志編纂ノタメの準備ノ又準備」、つまり県

内百五十四個市町村基礎資料の収集として位置づけていた。そして調査の必要性について「今日我が国二用キラル、衣食住其の他ノ物品ニテ、本、西洋ノ型ニヨレルモノ甚ダ少カラズ、又各種生活上社交上ノ所作法式ニモ上ハ朝廷ノ儀式ヨリ下、アサタノ應答マデ本、西洋ノ風習ヲ採レルモノ亦頗ル多シ、今後益々同ジ方向ニ進マン事ハ世界ノ交通ノ一層容易トナリ頻繁トナルト共ニ殆ド疑ナキ所ナリト雖モ、其ノ分量モ程度モ恐ラクハ過ギシ明治ノ大御代ニ於ケルガ如ク多大ニハアラジト思フ、サレバ今ノ時ニ方リテ我ガ風俗ノ何種ハ本ノマ、ニシテ、何種ハ如何ニ変化シ將タ西洋ヨリ入来レルカラ調ベ置カン事ハ、億萬斯年ニ彌栄エ彌メデタカルベキ我ガ国ノ後ノ鏡トシテ必要ナル事トイフベシ」と述べている。<sup>(23)</sup>

柳田國男が『郷土生活の研究法』<sup>(24)</sup>を著して生活の中の「古風と流行」、それぞれの実態を明らかにしておくことが重要であると述べたのは、昭和一〇年（一九三五）のことであるが、高田はこの時点で早くもそのような視点に立っていたことがわかる。柳田は「新時代の教育を充分受けず、新しい文化のただ中に入って行けなかつた人々の所業と觀念とは、何か外から見えて一般の氣風ないしは慣行と折り合わず、いわゆる現代の生活と連関を絶つて、孤立しているように見えるものがある。それだけが我々のこれから利用すべき文字以外の資料だと言うのである<sup>(25)</sup>」と述べているが、高田は奈良県教育会の事業としながらも、近代教育や科学、衛生知識の普及、迷信の打破、といういわゆる上からの指導という態度で臨むのではなく、「我ガ風俗ノ何種ハ本ノマ、」であるか、その具体的な資料収集を意図していたものと考えられる。

## 2. 項目

調査項目は大項目、中項目、小項目にわかれており、その大項目は、第一類建物造作 第二類衣服附容器裁縫具 第三類飲食並関連事項 第四類身体裝飾 第五類衛生清潔附用具 第六類療養看護附用具用品 第

七類採暖採涼防火防寒防風雨具 第八類防虫防鼠防鳥獸及其用具用品 第九類点火点燈附用具 第十類寝具 第十一類文房具 第十二類家具 第十三類記録帳簿日記類 第十四類家族 第十五類子供並育児 第十六類慰籍娛樂 第十七類人情風儀 第十八類对他郷感情 第十九類制裁 第二十類交際 第二十一類冠婚葬祭並其他の内祝 第二十二類年中行事 第二十三類神仏・宗教・迷信・觀念 第二十四類社会組織 第二十五類共益団体及事業 第二十六類言語 第二十七類俚謡 第二十八類伝説 お伽噺 第二十九類山河 第三十類村内大土功 第三十一類交通道路 第三十二類旅行 第三十三類農家四季ノ一日 第三十四類非常警備及変災処置法 第三十五類郡内各種職業 第三十六類特殊社会ノ慣習 第三十七類飼養動物 第三十八類大奇木石類 第三十九類經濟、からなる。

そして、共同の項目調査の場合よく指示されることであるが、とくに高田は、先の『奈良県風俗志記載事項調』において、あらかじめ想定し設定したこれらを基本項目としながらも、調査の現場で必要な項目があれば自由に項目を補って記載することを指示している。また、「市町村制小學校令サテハ民法商法刑法警察令等國家ノ制度法令ノ規定ノ結果ナルモノ又ハ赤十字社愛國婦人會等其ノ本部ガ首都其ノ他ニアリテ全國共通ナルガゴトキモノハ凡テ之ヲ除外セリ（但就學ヲ嫌フ風習トカ赤十字社加盟ノ狀況トカハ風俗志ニ入ル）」と記し、國家が制定した規定や組織よりもその運用の実態を記すように指示している。さらに「記載ハ勉テ具躰的ニシテ實際ノ事實ヲ尊ビ考證的總括的を尊バズ」「其ノ事物ノ沿革、最近ノ傾向等必要ニ應ジ記述ノ事」と述べて、辞典的な一般的な説明や調査者の考察には価値を置かないこと、また現状についてだけでなく可能な範囲で過去の沿革、つまり変遷史にも注意するなど、実態の詳細な把握を重視した調査であったことがわかる。そして、「市町村記載ノ執筆ハイツレ主トシテ學校教員諸君ヲ煩ス事ナルベキガ其ノ氏名ハ必ず巻頭又ハ巻尾ニ記載シ置カレタキモノナリ」と執筆者名を明示して

おくことも付され、情報の信頼度の確保につとめている。

このような高田の方針を受けて、提出された『奈良県風俗志』資料には調査にあたった教員による指導的意見が少ないことが特徴である。これは、先にみた兵庫県の飾磨郡教育会による『飾磨郡風俗調査』と比較してとくに大きな相異である。

### 3. 調査

その調査は、巻頭の緒言によれば、郡教育会長から各町村の風俗志材料収集委員への委嘱が、大正四年（一九一五）六月になされ、その後、九月中に提出することが求められていたようであるが、翌五年（一九一六）になってから提出されたものも少なくない。<sup>(26)</sup>

### 4. 吉野郡教育会の場合

奈良県の吉野郡教育会から委嘱された委員各位の場合、他の郡の場合と比べて、この風俗志資料調査の巻頭に緒言を記している例が多い。そのうち、吉野郡小川村の例をみると、「我等不肖の身にして朝に夕に任重き教養の公務多ければこそを写し出さんななか、に容易の業には非ざりき。或時は物知りよと呼ばる、翁を訪ひ、或は人寄りよき家に誰彼が夜話の友となり、又は心にもなき井戸端会議に組して口さがき女の連となる。時には権兵衛を捕へ、田吾作と語り、権公、熊八の徒と伍して苦心惨憺、亀勉、夜を日につぎて得たるもの即ちこの冊子」と記している。これは、小川第一尋常高等小学校職員五名（内女性二名）の執筆者によって記されているものであるが、教員としての本務のかたわら村の人々への聞き取り調査を行ないながら調査資料をまとめることがいかに大変であったかが伺われる。また、この調査は村の物知りの老人や生活者としての女性たちの経験の語りをもとに記述したものであったことがあらためて確認される。

また、吉野郡黒瀧村の例では、その緒言には「本志材料蒐集ニツキ黒瀧村教員組合員并ニ本村教育会長辻村萬二郎氏、学事主任羽根正夫氏

等各自調査分類を担当シ熱心ニ調査セラレシモ専門家ノ手ヲ煩ハサレバ到底素人ノ及バサル所アリテ杜撰ノ誹ヲ免レズ。村内各大字ニヨリテモ風俗習慣ヲ異ニセルヲ以テ綿密ナル調査ハ短日内ニテ到底調査シ能ハザルヲ以テ大体ニ止メタリ」と大正五年一月付けで黒瀧村調査委員保田林太郎から報告されているが、短期間では納得のいく細部にわたる十分な調査を行なうことが難しかったことがわかる。

同郡国樫村の場合も、緒言において村落の地理的概況を記した後、「道路は大川、小川に沿ひて縦横に通し、車馬の往来に便なり。風俗一般に質朴にして勤儉なれども聊か看習を墨守するの声未だ残れり。本村の最も誇とせるは『国樫の翁』の子孫たること是なり。この風俗志上採録せる所、繁閑精粗其宜しきを期し難く只見聞のまゝを載せて報告するに止めしは誠に遺憾の点多けれど、公務の傍、且短時日の調査なれば見る人其心せられんことを乞ふ」と記しており、やはり短期間での調査が困難であったこと、そして、時間的に余裕があればより詳細な調査が可能であるとの認識が示されており、このような慣習に対する調査についての潜在的な意欲と能力の存在がうかがえる。

## (2) 婚姻と階層差

### 1. 冠婚葬祭

『奈良県風俗志』資料の「第二十一類冠婚葬祭並其他の内祝」は、一冠、二婚、三葬、四祭、五其他ノ内祝、から構成されている。ここでは、葬についてののみ、各小項目の最後に「其他」の項が設けられており、この調査項目を設定した奈良県教育会が、死と葬送の習俗については共通項目だけではとらえきれないことを予想していたことがわかる。それに対して、出産習俗については婚姻や葬送のように独立した項目とはならず、「其他ノ内祝」の一つとなっておりいわゆる人生儀礼全体に占める割合が低いことがうかがえる。なお、この風俗志資料においては、質問

項目にもその各地の事例報告においても婚姻、葬式、出産に関する習俗について「冠婚葬祭」とか「結婚ニ関スル行事」「婚姻ノ儀式行事」「儀式」「仏事行事」などの表現が用いられているものの「儀礼」という用語は用いられていない。

ここでは、婚姻、葬送、出産の風俗、などの習俗に関する記述から、当時の社会の階層差と習俗の沿革に注意して、その実態をみていきたい。

## 2. 婚姻にみる階層差

婚姻、葬送、出産・産育のうち、婚姻の調査にのみ上流、中流、下流の階層差を想定した項目が複数みられる。「結婚ニ関スル行事ノ階級ニヨル著シキ差」という調査項目があり、この項目以外にも婚姻全体について階層差に留意した記述がなされている例がみられる。ここではそのように階層差に留意した記録がなされている例として、吉野郡の紀ノ川沿いのある村の事例を紹介してみる。

①媒酌人をつとめる人物、②見合いと成婚、③結納の贈答内容、④結婚の行事にみる階級差、⑤自由結婚に対する観念について具体的に次のように記されている。

### ①「媒酌人」について

「仲人ニハ男子ナルモアリ女子ナルモアリ一定セズ、サレ共比較的単簡ナル中流以下ニハ女仲人多ク、上流者流ノ複雑ナルモノニ至ツテハ殆ド男子ノ仲人ナリトス」

### ②「見合ヒト成婚トノ関係」について

「上流若クハ中流ノ心得タル家ニアリテハ見合ヲナス迄ニ於テ双方大略ノ取調ヲナシ殆ト婚意ノ熟セルモノナレバ婚者双方ニモ実ニ其心コソアルベケレ、多クハ見合ヒスレバ其事ハ成立ス、男子ニシテ其意ニ適シタル時ハ自己ノ携ヘタル扇子ヲ談家ニ置キ其意思ヲ示スノ風アリ。サレ共中流（不注意ノ家）若クハ下流ニ於テハ双方ノ諸種ノ探求ヲ浚エシ見合ヒヲ先キニスルモノ多ケレバ見合ヒヲナシテ其事ノ不成立ニ至ルモノ

ナキニ非ズ、之レ等ハ主トシテ容貌ニ重キヲ置キ結婚ノ重大ナル真意ヲ真面目ニ思慮了解セサルニヨルナラン」

### ③「結納ノ贈答」(内容) について

「結納贈答品ハ身分、家柄、習慣等ニヨリ種々アリテ一定スベカラズ、今現品ノ場合ノ上流ノ一例ヲ左ニ

熨斗 末広 被服(襦袢、上衣、中衣、下衣、帯) 化粧品 履物  
樽 肴 時計 指環等ナリ

中流ノ一例

熨斗 末広 衣料料巻封 樽料巻封 肴料巻封 化粧品料巻封

延紙巻束 履物料巻封

下流ニアリテハ扇子、樽位ニ金封ヲ添ヘテ済スナリ、又少量ノ金封ノミナルアリ」

④「結婚ニ関スル行事ノ階級ニヨル著シキ差」には、下層社会の場合と上層社会の場合とで、見合い、結納、輿入れ、披露から式後までを対比し、「要スルニ結婚全般ヨリ見レバ表記ノ如ク上下ニヨリテ其ノ行事ノ数ニ於テ甚ダシキ差ナリ。又同一名目ナル行事ニ付キテモ己ニ(一)正式結婚」ニ於テ記シタル如ク其ノ行事ヤ一ハ簡略粗漏ニシテ一ツハ嚴格綿密ニシテ礼ヲ重シズ、其ノ差ヤ甚ダシ事毎ニ其ノ著シキ差アルモノナリ」と述べている。さらに、「最下層社会ニアリテハ所謂結婚ノ形式ヲ踏マズ自己ノ欲スルマ、ニ夜人知レズ婦タルベキモノヲ連レ婦リ翌日ヨリ一家夫妻ノ形ヲナセルモノ、又娼妓社会ヨリ連レ婦リテ一家ヲ形成スルモノ等ハ無キニアラズ、是等ニ至ツテハ何等結婚ノ行事トテハナキモノナリ」と記述している。

また、調査者は結納の沿革について「往昔ハ頗ル嚴格慎重ニ其式ヲ行ヒ明治初代ハ猶其事ノ行ハレシモノナルモ文化ノ発達ト共二年ヲ追フテ簡單トナリ明治中年頃ハ殆ト古式ヲ用フルモノナキニ至レリ、其レヨリ又交通通信ノ機関年々利便トナリ明治末年殊ニ大正ノ昨今ハ全ク古式ヲ

去り、金銭時間等ノ経済上ヨリ割出シテ只其ノ精神ノ存スル所ニ重キヲ置キ形式方法等ハ大ニ略セラル、ニ至レリ」と記し、大正四年当時は明治初期に比べて簡略化されてきていることを指摘している。

⑤自由結婚について そのような厳格慎重な結婚を経て、婚姻の儀式が執り行なわれた一方、「自由結婚ナルモノハ相当学識アルモノ、間ニ行ハル、モノ稀ニハ無キニアラサルモ殆トナシ、最モ行ハル、ハ下層社会ナリ」、これに対する土地の人の感想としては、「自由結婚ハ寧ロ下卑スルノ風アリ、但シ下層ニ至リテハ別ニ何ノ感ナキモノ、如シ」というように下層社会においては自由結婚が「何ノ感ナキモノ、如シ」行なわれていたという。

### 3. 他の町村の報告にみる階層差

婚姻にみる階層差は他の町村の調査資料においても顕著であつた。たとえば、結納及び儀式その他の諸費について、下層社会では「拾五円位ヲ要スルノミ」であるのに対し上層社会では「五百円位ニ達スルモノアリ」（吉野郡）、「下層社会ノ例、結婚ニ関スル諸行事ハ総ベテ簡單ナリ。上層社会ノ例、結婚ニ関スル諸行事ハ総ベテ複雑ナリ」（吉野郡）、また「下層社会ハ極ク簡單ニシテ猫ノ子ヲ貰フ如キ感アリ。上層社会ハ丁寧ニシテ却ツテ虚礼ノ如キ感アリ」（添上郡）、「下層社会ニ於テノ結婚ハ家ニ依リテハ小規模ナレ共挙式ヲナシ三々九度ノ盃モ挙グレ共、唯何ノ式典モ挙ゲズ犬ノ子ヤ猫ノ子ヲ貰ツタ様ナ態度デ結婚シテキルノモアル。上層社会ノ人ノ如ク見合等スルガ如キコト少ク親族知人ノモノヲ招待シテ結婚ノ式ヲ挙ゲ結婚披露ヲナスガ如キコト少シ、<sup>(A)</sup>飲食物（料理食器<sup>(A)</sup>）献立等ハ極貧弱ナルモノナリ」（添上郡）、などの記述がみられる。

ただし、結納の沿革については、「昔時ハ勉メテ内容ノ豊富ト鄭重ニ扱フコトニ意ヲ用ヒタリシガ現今ハ一般ニ節儉ヲ旨トシ、簡略ヲ尊ビ相互ニ可成財ト時トヲ浪費セザラントスル傾向アリ」（吉野郡）という例もあれば、一方、「結納ノ贈答ハ昔ヨリアルモノニシテ只たのみ（筆者

注：現金、衣類、鬘斗等）ノミハ年々重ヌルニ從ヒ漸次其価格増加スルノ傾キアリ明治初年ト現今ト其額ヲ比較スルニ其金額十数倍以上ニ達セリ」（吉野郡）、という例もあり、節約化と増加傾向という相反する両者の例が報告されている。

また、嫁入り道具の運搬については、「上流者間ニハ入輿ト共二人夫ヲシテ運搬セシムレドモ、多クハ所謂『荷（二）ヨリモ産（三）が先』ニテ入輿後数年ヲ経テ長キハ五、六人ノ子ヲ挙ゲタル上ニテナスモノアリ」（吉野郡）、というような記述もみられる。

そして、自由結婚については、「未婚ノモノ相思トナリテ妊娠セルトキ」に行なわれ、「其日暮シニ送レルモノニ多シ、昔ハ自由結婚ハ殆当然ノ様ニ行ハレタルモ今ハ自由結婚スルモノナシ。近年マデ多カリシタメニ甚ダシク嘲笑又ハ卑ムコトナカリシガ近來少クナルト共ニ冷笑ノ多クナル傾アリ」（吉野郡）という報告があり、近年まで自由結婚がむしろ当然のように多かつたことが確認される。また自由結婚は「野合ノ結果、妊娠スル者多シ、無論中流以下ノ者タルベシ」（宇陀郡）という。「結婚ニ関スル行事ノ階級ニヨル著キ差」として「下層社会ノ例、婚姻披露、衣装見セ等行ハズ。上層社会ノ例、之ヲ行フ」（宇陀郡）、また「下層社会ノ例、人目ニツカヌ夜間ニツレ婦リテ其ノママ盃モ何モセズ嫁入、上層社会ノ例、都会ヨリ板場人、芸者、仲居等ヲ呼ブコトモアリ、村中ノ人ヲ呼ビテ祝フコトアリ」（吉野郡）、などがある。

つまり、結婚そのものが基本的に若い男女の縁結びと新たな家庭設営であり、それにとまない盛大な儀式や行事を行なうか否かは、まさに上層社会と下層社会の経済力による選択次第であつたことがよくわかる。上層社会ほど資金をかけて儀式や行事を盛大に行なっているというのであり、下層社会ではそれこそ「猫ノ子ヲ貰フ如キ」とか「犬ノ子ヤ猫ノ子ヲ貰ツタ様ナ」というのである。それにしてもその犬の子や猫の子という表現は当時の調査者たちの視線をよく表す言葉といつてよからう。

ただし、ひるがえってかつては自由結婚が決してめずらしくなかったという記述は注目される。

なお、ここに記されている上流、中流、下層の基準はかならずしも明示されてはおらず、現地の教員層からの印象的な視点による分類といえようが、上流は地主や旧家、下層は零細小作農、そして中流は文字通りその中間層の自小作農と推定される。そして、婚姻と披露の儀礼を盛大に行なうのは当然ながらそれを支える経済力、資金力のある上流社会であり、そのような上流社会では早くから自由結婚が行なわれなくなり中流から下層社会にそれらがまだ残っていたことと推定される点も興味深い。

### (3) 出産と衛生

次に、出産前後の習俗についてその沿革を中心にみていくことにする。

#### 1. 産婆の登場

近代日本における職業的産婆の誕生については、大出春江「病院出産の成立と加速―正常産をめぐる攻防と産師法制定運動を中心として―」<sup>(27)</sup>によれば、明治三二(一八九九)年七月の産婆規則公布によって、専門職としての産婆が全国レヴェルで法的に位置づけられ、産婆資格は一年以上の産婆学を学んだ後に産婆試験に合格した者であること、試験は道府県単位で実施される、二〇歳以上の女子であることよって授与され、産婆の任務はいわゆる正常産に対処し、妊産婦や子供に異常を認められた場合には医師に対応を委ねる、また消毒、臍帯切断、浣腸を除いて産科器械の利用や投薬をしてはならない、などが定められた。しかし当時まだ経過措置として、従来の資格をもたない者でも、出願すれば地域限定でしかも五年以内という限定で産婆に準ずるものとしての営業が認められる場合もあった。そのため、産婆規則公布から二年後の、明治三四年(一九〇一)には従来開業産婆および現地開業産婆(いわゆる旧式産

婆)が圧倒的に多数で、試験合格による産婆(いわゆる新式産婆)は千人に満たなかった。しかし、明治四四年(一九一一)には試験合格による産婆が一万人を超え、大正一四年(一九二五)には新式産婆が八割を占めるようになったという(同論文二七ページ表1参照)。

#### 2. 出産習俗の変化

また、同論文によれば出産場所とその変化についてみると、一九一〇年代後半から二〇年代にかけて、東京、大阪、神戸、京都などの都市部では、主に職工労働者など貧困者層が利用する産院と富裕者向けの産院ができ、それぞれ利用されるようになっていったという。病院出産が定着するのは一九五〇年代以降であるが、すでに一九二〇年代から三〇年代にかけて大都市部においては出産場所が家から専用施設へと変化し始めていたのである。

以上のような、文献から追跡される近代化の動きのなかで、この奈良県地域における出産はどのようなようであったか。大正初期当時もまだ出産は自宅の納戸などで行なわれ、六日目に六日剃りと呼ばれる新生児の初毛を剃る儀礼が行なわれ、その後、一日目に産婦の床払いが行なわれていた。そして、三〇日前後に宮参りが行なわれ、百日目に食い初めが行なわれるというのが一般的であった。また当時、産婆がいらない町村もあったが、すでに新式の産婆と旧式の産婆とが併存していた村が多かった。具体的な例として、吉野郡を中心に事例を紹介してみよう。

#### 事例1 吉野郡下市村

**出産体位の変化** 吉野郡下市村には七人の産婆(新式六人、旧式一人)がいた。産婆は、妊婦が五カ月目の戌の日に着帯した後、毎月一回、診察を行っていたが、「在部又ハ下流一般ハ臨月又ハ二、三ヶ月前至リテ初メテ産婆ノ診察ヲ受クルナリ、又産ノ時ニ至リテ産婆ヲ雇フモアリ、出産後ハ浴ヲ行フ為六日又ハ十一日迄ハ毎日来ル」という状況で

あった。その謝礼は「貧富ニヨリテ差アレドモ普通一回ノ診察八十銭乃至二十銭、出産手数料二円乃至五円也。右ノ外ニ多クハ心付又ハ祝儀トシテ身分相応ニ差遣ハスモノナリ。産婆ナキ地方ニテハ助産婦ニ対シ只心付ケトシテ身分相応ノ若干ノ謝礼ヲ出ス。産婆ヲ雇フヨリハ簡單ナルノ故ヲ以テ在部ニテハ大方之ヲ雇フ」とある。この産婆がいない地方の助産婦とは「地方ノ老練家又ハ産ニ経験アルモノ産婆ニ代リテ助産ヲナス」とあるように、それぞれの土地の女性の経験者のことであつた。

そして、出産は納戸で行なわれ、産褥については「衛生ニ注意セル上流ニアリテハ産褥ハ勿論産室ノ一切悉ク白色ノモノヲ用フト雖モ普通ハ平常ノ褥其ノ儘ナリ。但シ褥ノ上ニ汚物ノ漏出ヲ防ガンガ為ニ合羽ノ類ヲ敷クモノ多シ。勿論季節ニモ依ルベケレドモ下流ニアリテハ筵、莫塵ノ類ノ上ニ布片類ヲ敷キテ産セシムモノアリ」という状況で出産に臨んでいた。そして、「新式ノ産婆ニヨルモノハ臥仰、又ハ横臥ノ位置ニテ産ス。旧式ノ産婆ニヨルモノハ斜（体後ニ夜具ヲ積ミテ依ル物トス）又ハ跪居ノ位置ニテ産ス。但シ産婆ニ関セズ初産ノ時ノ位置ニ依ラズンバ産スルコト能ハザルモノアリ」。そして、「産婆ハ陣痛ノ場合ニ一種ノ声ヲカケテ産婦ニ勢ヲ付ク、分娩ノ際ハ会陰保護ヲナシツ、産セシム。出産スレバ臍緒ヲ産児ノ腹皮際ヨリニ横指又ハ三横指ノ所ニテニケ所ヲ縛リテ中央ヨリ切断ス而シテ後陣痛ノ来ルト共ニ腹部ヲ圧シテ胎盤ヲ体外ニ出サシム、次ニ腹帯ヲ母体ニ施ス」。そして生児に初湯をなし、臍の処理を行なうというのである。

**胞衣の処理の変化** 胞衣の処理については、「胞衣ノ容器ハ普通杉木ノ桶ニシテ大サハ凡ソ直径七八寸（高サ及蓋モ同ジ位）ナリ。多クハ墓地ノ一部ニ埋没所ヲ設ケアリテ之ニ埋没スサレドモ家ニ依リテハ今尚屋敷内ノ一部ニ穴ヲ掘リテ埋ムモノモアリ」と書かれており、家の屋敷内に埋めていた方式から、墓地の定められた区画に埋める方式へと変化したことがうかがえる。さらに処理方法の沿革をみると、「元來胞衣ヲ納ム

ルニハ方位ノ善悪ヲ称へ（戌亥ノ方ヲ良シト云ヘリ）埋ムルニ吉日ヲ選ビテ地中深ク六七尺モ掘リテ塩水ニテ清メタルモノナリ而シテ其ノ納ムルニ門ノ入口ヲ以テシ多クノ人ニ踏マルルヲ以テ頭固ムト称ヘシモノナリ、サレドモ近時カカル方位、日ニ関スル迷信ハ殆ンド絶へ又衛生上ヨリ一定ノ地ニ埋ムル事トナレリ」とある。

**新生児の授乳・初毛剃りその他** 新生児の授乳については「新乳ハ生児ニ毒アリトテ三、四日ヲ経タル後始メテ飲マスモノ多シ。出乳多キ時ハ其ノ乳ノ出ルニ困リ可惜ハ乳ヲ搾リテ捨ツルモノアリ。サレ共近來新乳ノ却而有効ナルヲ証セラルルニ至リタルヲ以テ最初ヨリ飲マスモノ（即二十四五時間後）漸ク多クナレリ」

また生後七日目に初毛を剃るが、「近來生理思想ノ発達ヨリ胎毛ヲ剃去セザルモノ漸ク多クナレリ。剃リタル毛ハ紙ニ包ミ（穴アル錢ヲ入レルナリ）人通り多キ四辻ニ捨ツルナリ」。臍の緒は「出生ノ年月日ヲ記シテ秘蔵ス。母親ノ死去セシ時ハ之ヲ棺ニ収ムルモノアリ」とある。

**産婦の産後** 就褥日数は一週間ないし一〇日間で、「産褥ニアル間ハ普通其ノ就褥部屋ニ食物ヲ持チ運ビテ食セシム、食器モ別ニスル習慣アリ。蓋シ産ノ為ニ身ノ穢レタルヲ忌ムノ意ナラン。産褥ヲ離レ身ヲ清メタル上初メテ家族全体ト膳ヲ共ニスルモノナリ」。

床払は「普通三週間後ナリ又六日十日ニシテ払フモノ多シ。床払ヒノ時ハ産婆ヲ始メ親族ヲ招キテ饗応スル事アレドモ普通ハ別段之ヲ行フモノナシ」、産婦の頭髮は「大抵ハ十一日目に梳ル、弱キ者ハ二十日又ハ一ヶ月後ナリ」とある。

**宮参り** 下市村の場合男子は三二日、女子は三三日（もしくは男子三〇日、女子三二日）に氏神に参る。里方から贈られた衣服を着せ、男子には額に大の字を、女子には小の字を書き、産婆をはじめ親族、近所の子供たちを連れてにぎやかに参拝する。この時、近親や隣保の者は紐祝いといって、生児に種々の祝儀を結びつけて祝う。そして参拝後、近親と

ともに祝宴を行う。「生後ノ種々ナル儀式ハ廢スル家多シト雖宮参リ丈ハ如何ナル家ニアリテモ<sup>(ママ)</sup>仮令単簡ニナリト行ハザル家ナシ」という。

### 事例2 吉野郡国樫村

**出産体位の変化** 吉野郡国樫村の場合、新式の産婆が一名で、産婆がない場合には近隣の経験者を頼むか、「一家中ニ於テ始末ヲナスモノアリ」とあるように家族が介助した。分娩は寝所で行ない、「体位ハ歳徳ノ方ニ向ハシメ仰臥側臥等一樣ナラズ。勿論産婆ナキ場合ノ助産ニ於テハ後方ヨリ産婦ヲ抱キ助産者ニ任ラシム」、そして産婆は「仰側何レナリトモ産婦ノ意ノママニ臥セシメ仰側会陰保護法ヲ施ス、之レ輕産婦ニ対シテノ助産、異状アルモノニ対シテハ種々アリ一定セザレバコレヲ略ス」とある。

**胞衣の処理の変化** 胞衣は「合羽、又ハ厚紙ニ包ミテ墓地ニ埋没ス。古クハ家ヨリ外ニ出サズ、日光ヲ受ケザル家陰ニ埋没」した。

**生児の手当て** そして、産婆は生児の初湯を行ない、床払の日までくる。

また点眼については、「産婆アル場合ニハ百プロセントノ<sup>(備カ)</sup>硝酸銀を用フレドモ、産婆ナキ場合ハ点眼セズ」、臍の処理は「産婆ハ臍帯ニ於テ(八糶)二個ノ結紮ヲナシ中間ヲ切断ス。而シテ亜鉛化澱粉ヲツケガゼーニテ巻き包帯ヲナス。素人ハ人指、中指、薬指ノ三指ヲ当テテ其長サニ臍帯ヲ切断スルト云フ。而シテ美シキ布片ニテ巻き包帯ス」。

**新生児の授乳** 授乳は生後二、三日は五香湯(フキの根、甘草をたき出した汁)を飲ませた後、合乳といって、男子ならば女子の飲んでいる乳を、女子ならば男子の飲んでいる乳をもらってのませる。それから生母の乳を与える。

**産婦の産後** 産婦の就褥日数は一日間で、分娩後六日たつと腰湯をするが、入浴は一カ月後くらいしてからにする。一日目に床払を行い、産婆、里方、親類、近隣を招待して祝宴を行う。産婦の頭髮もこの一日

日目に手入れをする。

### 事例3 吉野郡小川村

**出産体位** 吉野郡小川村では、三、四年前までは初めて懐妊すると眉を剃っていたが、調査当時にはその習慣はみられなくなっていた。ここでは新式の産婆が一人である。分娩時の体位は「歳徳ノ方ニ向ヒテ仰臥側臥等一樣ナラズ。勿論産婆ナキ場合ノ助産ニ於テハ後方ヨリ産婦ヲ抱キ助産者ニ任ラシム」そして、「仰側何レナリトモ産婦ノ意ニマカセ、臥セシメ仰側会陰保護法ヲ施ス」。

**胞衣の処理の変化** 胞衣は「合羽又ハ厚紙ニ包ミ、又ハ子柏ノかはニ入レテ墓地ニ埋没ス。古クハ家ヨリ外ニ出サズ、日光ヲ受ケザル家陰ニ埋没セリ」。

**生児の手当て** 床払までは産婆が来て新生児の初湯を行なう。点眼については「産婆アル場合ニハ百プロセントノ<sup>(備カ)</sup>硝酸銀ヲ用フレドモ、産婆ナキ場合ハ陀羅尼助ニテ洗フカ点眼ヲ行ハザルカナリ」。臍の処理は「産婆ハ臍帯ニ於テ(八糶)二個ノ結紮ヲナシ中間ヲ切断ス而テ亜鉛化澱粉ヲツケ、カーゼニテ巻き包帯ヲナス。素人ハ人指中指薬指ヲ当テ、其長サニ臍帯ヲ切断スルト云フ、而テ美シキ布片ニテ巻き包帯ヲナス」。授乳は二、三日五香湯を飲ませ、男子ならば女子の飲んでいる乳を、女子ならば男子の飲んでいる乳を貰って飲む合乳をしてから生母の乳を飲ませる。一日目に初毛を剃る。

**産婦の産後** 産婦は分娩後六日に、干した大根菜の煮出し汁で腰湯を行なうが、入浴は一カ月後である。「頭髮は十一日目マデハ少シモ櫛ヲ入レズ」。そしてこの一日目に床払が行なわれる。

### 事例4 山辺郡針ヶ別所村

**出産体位の変化** 山辺郡針ヶ別所村の場合、新式の産婆が一人で、これ

について調査者は「産婆養成所卒業生ナリ」と記している。「古ハ妊娠五ヶ月ニ至リテ眉ヲ落ス習慣アリシモ現今ハカカル婦人ナシ」。分娩時の体位は「昔ハ藁三束ヲ体ノ後方ニ置き之ニ頼リテ据リ、分娩セシガ現今ハ只氏神様ノ方ニ向ヒ横臥ノマ、分娩ス」、産婆の助産として「胎児ノ姿勢ヲ正スコト、産婦ノ腹具合ヲ加減スルコト、産婦ヲシテ元氣ツカシムルコト等ナリ」という。

**胞衣の処理の変化** 胞衣の処理方法は、「昔ハ雪隠ノ上リ口ノ石ノ下又ハ床下ニ埋ム習慣アリシモ当時清潔法ノ実施ニ依リ墓地ニ埋没スルニ至レリ」という。

**事例5 山辺郡東里村**

**出産体位の変化** 山辺郡東里村の場合、新式の産婆一人、旧式の産婆二人で、出産はモタレ藁と呼ばれる藁を二、三束置き、之にもたれかかっで行なわれた。分娩時の体位としては仰向け、臥す、端坐するなどがあつたが、産婆は「端坐セルモノニアリテハ後方ヨリ妊婦ヲ抱キ又ハ種々ノ介錯ヲナスモノトス」とある。

**胞衣の処理の変化** 胞衣はタゴに入れて墓地に埋めるが、以前は便所に捨てた。

**生児の手当て** 初湯の後、生児の手当てとして、点眼は「新式産婆ニアリテハ之ヲナス」という。授乳の時期は生後三日目くらいとされ、それまでは五香湯または露の根を煎じて飲ませ、授乳前に乳合といつて、女兒には男児の母親の乳を、男児には女兒の母親の乳を飲ませた。

**産婦の産後その他** 産婦は三日目に床払（枕上げ）が行なわれ、御幣で産室および産婦の身を清める。分娩後一日目に産婦は盥で腰湯を行ない、この日まで頭髮はそのままにして置く。この日をオビヤ上げといい、生児の宮参りが行なわれる。

**事例6 山辺郡都介野村**

**出産体位の変化** 山辺郡都介野村の場合、新式の産婆が一名で、産婆がいない場合には老母または近隣の心得たる婦人によつて出産が行なわれた。分娩時の体位は「当時大抵横臥スルモ尚旧習ニヨリ藁十二把ヲ束トシ之レニ夜具ヲ掛ケ之レニもたれるモアリ」。

**産婦の産後その他** 産後の就褥日数は一日間で、「入浴ハ十七夜ニ至リ初メテ腰湯ヲナシ産婦健康ニ復スル迄ハ日数ノ如何ニ拘ハラズ腰湯ノミニテ入浴セズ」、一日目に床上げとなり、「此ノ日ハ幣ヲ以テ室内ヲ掃ヒ清メテ幣ヲ道ノ辻又ハ川ノ橋ノ上ノ側ニ立ツル習慣アリ」。そしてこの日、生児の宮参りを行う。産婆が新生児を抱き、神前で鼻をつまんで泣かせ産声を聞かせる。

**事例7 添上郡狭川村**

**出産体位** 添上郡狭川村の場合、「本村ニテハ産婆ナキヲ以テ近隣老婆助産ヲナスモノ多シ」とあり、狭川村では、産褥は「席（蓆）ヲ二ツ折リトナシ其中ニ木灰ヲ入レ席（蓆）ノ上ニ古衣ヲ多ク載セテ産褥トナスモノモアリ、又蒲団ノ上ニ合羽ヲ敷キテ産褥トナスモノモアリ」、産婦はそこに「正座シテ股ヲ開キ身上体ヲ前ニ屈シテ分娩スルモノ多シ」とある。

**胞衣の処理他** 胞衣は「席（蓆）ニ包ミテ埋ム。昔モ今モ変ラズ」（ただし埋める場所が屋敷内か墓地か未記入）、初毛は「分娩後六日目ニ頭髮ヲ剃ル」、授乳は、「フキノ根甘草ヲ水ニテ炊キテ生児ニノマシ然ル後二日程タツテ授乳ス」、就褥日数は六日であるが、産婦の入浴は「分娩後三十五日間以上経過シテ後入浴ス」、頭髮は「分娩後二十日許経テ頭髮ヲ梳ル」。

**生児の手当て** 生児の初湯は「助産者生児ヲ湯ニ入レ顔ハ卵ニテ洗フモノ多シ」。臍の処理は「臍ノ元ヨリ三寸程ノ処ニテ切り離シ切り口ヲ麻ノ緒ニテシバリ置ク」。

### 事例8 宇陀郡宇太村

**出産体位の変化** 宇陀郡宇太村の場合、旧式の産婆が一名で、産婆がいない場合は家族または近隣の婦人が手伝った。分娩時の体位は仰向けに横臥。産婦の後ろに誰かが居て、産婦の手などをもち、産婆は前方にまわって待つ。産婆は生児の初湯など手当てを行なう。初毛の処理については、「以前は剃り落したれど現時は初毛を其俣残しおく様になれり」とある。

**胞衣の処理の変化** 「胞衣は焙烙を式枚合せたる中に容れ締りて墓地に持ち行き棄つる事となれり。昔は床の下に壺(壺カ)をおき、其中に捨たりといへり。それと今は衛生思想の進歩に伴い斯る行為をなすものなし」とある。また「後産を地下に埋むに筆墨を埋めば成人して字をよく書く」といわれていた。

**産婦の産後** 生後三日の祝で「神官に幣を作つて貰ひ之にて産婦産室など祓ひ清め食器を別に取扱いしも平常の如く家族同様の取扱に復す」。就褥日数は一日間で、その日を床払といい、経過がよければ腰湯を浴び、頭髮を梳かす。「産褥に在る間は湯座せざるへからず、もし足を伸はして座するときはのべつけとなりて曲らすといふものあり」といわれており、湯に入ることが忌まれていた。

### 事例9 宇陀郡伊那佐村

宇陀郡伊那佐村の場合、旧式の産婆が二名いた。

**胞衣の処理の変化** 胞衣は「共同墓地ノ傍ニ『ヤケ穴』と称スル深キ穴アリ、古キ筵ニ包ミテ捨ツ。昔ハ表口敷居ノ下、又ハ床下ニ埋メシモノナリ」という。

**生児の手当て** 生児に「産後直ニ父ノ肌着ヲ着セシムレバヨク父ヲ畏敬スト云フ」といい、また伊那佐村では、授乳も産後直ちに行なう。初毛を剃ると、「紙ニ包ミ、銅錢ヲ添ヘテ路傍ニ捨ツ。人ニ踏マルレバ頭ガ

固クナルト云フ」。(男児三、四歳頃まで月代を残しているが、月代の髪を辻道に捨てるとその髪が通る人に踏まれて、やはり頭が固くなって、即ち立派な人になるといふ)。

**産婦の産後** 産婦は風呂に入らず着衣のまま盥で腰湯を行なう。これはたいいて産婆が手伝う。そして「頭髮ハ櫛梳ルコト最モ忌ム」。一日目が床払で、生児を連れて氏神に参拝し、名付けも行なう。

### 3. 出産習俗の変化の実情

以上をまとめて、出産に関して変化のみられた習俗と、一方、変化のみられない習俗として指摘できるのは次の点である。

第一は、出産時の産婦の体位の変化である。そして、これは新式産婆の登場によるものであったことがわかる。産婆がいない村落の事例では「正座シテ股ヲ開キ身上体ヲ前ニ屈シテ分娩」(添上郡狭川村)といい、新式の産婆と旧式の産婆との場合を区別して「新式ノ産婆ニヨルモノハ臥仰、又ハ横臥ノ位置ニテ産ス。旧式ノ産婆ニヨルモノハ斜(体後ニ夜具ヲ積ミテ依ル物トス)又ハ跪居ノ位置ニテ産ス」(吉野郡下市村)、「昔ハ藁三束ヲ体ノ後方ニ置キ之ニ頼リテ据リ、分娩セシガ現今ハ只氏神様ノ方ニ向ヒ横臥ノマ、分娩ス」(山辺郡針ヶ別所村)、「当時大抵横臥スルモ尚旧習ニヨリ藁十二把ヲ壺束トシ之レニ夜具ヲ掛ケ之レニもたれるモアリ」(山辺郡都介野村)、などという記述から、伝統的には近隣の手慣れた女性経験者の介助による蹲踞や正座の姿勢による産産であったのが、産婆による介助が始まってから臥仰または横臥の姿勢へと変化してきていることがわかる。そして、この大正初期というのはこの地域にあつてはその変化の過渡期であつたことが具体的な事例を通してはつきりわかるのである。

そしてなお、吉野郡下市村での「但シ産婆ニ関セズ初産ノ時ノ位置ニ依ラズンバ産スルコト能ハザルモノアリ」という記述や、吉野郡国樺村や小川村での「仰側何レナリトモ産婦ノ意ノママニ臥セシメ仰側会陰保

護法ヲ施ス」という記述は、とくに注目しておいてよい。つまり出産時には蹲踞、斜、横臥、臥仰などいづれにしても、産婦個人によつて産みやすい体位が自然に選択される習慣があつたのであり、それをうながすような村で出産を介助する経験豊かな女性たちの配慮があつたと考えられるからである。そして、ここでは会陰保護が重視されてきた。

第二は胞衣の処理の変化である。それは衛生法の施行と衛生観念の普及によるものであつた。各地の報告に「昔ハ凡て胞衣ヲ床下ニ埋メシガ清潔法施行以來之レヲ墓地ニ埋ムコト、ナレリ」(添上郡田原村)、「昔ハ雪隠ノ上リ口ノ石ノ下又ハ床下ニ埋ム習慣アリシモ當時清潔法ノ実施ニ依リ墓地ニ埋没スルニ至レリ」(山辺郡針ヶ別所村)、「胞衣は焙烙を式合せたる中に容れ締りて墓地に持ち行き棄つる事となれり。昔は床の下に壺(甕)をおき、其中に捨たりといへり。それと今は衛生思想の進歩に伴い斯る行為をなすものなし」(宇陀郡宇太村)、などあるように、それまでは家や屋敷内に埋める方式であつたのが、この時期から墓地に埋める方式へと変化していったことがわかる。それまでは、「古クハ家ヨリ外ニ出サズ、日光ヲ受ケザル家陰ニ埋没」(吉野郡国樸村)、「胞衣ヲ焼物ノ壺ニ入レ筆、墨、扇子ノ新シキモノヲ添ヘ吉日ヲ選ビテ良キ方位ノ山野ニ埋没ス」(宇陀郡榛原村)、といい、吉野郡下市村では「元來胞衣ヲ納ムルニハ方位ノ善惡ヲ称ヘ(戌亥ノ方ヲ良シト云ヘリ)埋ムルニ吉日ヲ選ビテ地中深ク六七尺モ堀リテ塩水ニテ清メタルモノナリ(略)近時カカル方位、日ニ関スル迷信ハ殆ンド絶ヘ又衛生上ヨリ一定ノ地ニ埋ムル事トナレリ」といつている。つまり、胞衣は産穢に満ちた物として認識されており、直接日に当てるのが忌まれ、家の門口や床下、便所の入口などに埋められていたものと考えられる。しかし、方位の吉凶を選び、筆、墨、扇子などの呪物を一緒に埋めたりしたという例からは、それが単なる不浄な汚物ではなく、粗末に扱ってはならない一種の信仰的な対象物であつたことがうかがえる。それが、衛生法の施行と衛生観

念の普及によつて、胞衣は出産の際の排泄物で単なる汚物とみなされるようになってきていたのである。

第三は、新生児の手当ての変化である。まず、初毛剃りであるが、従来は新生児の初毛を剃る習慣があつたが、それが行なわれなくなつてきていたことがわかる。それまでは「紙ニ包ミ、銅錢ヲ添ヘテ路傍ニ捨ツ。人ニ踏マルレバ頭ガ固クナルト云フ」(宇陀郡伊那佐村)という状態であつたが、「近來生理思想ノ發達ヨリ胎毛ヲ剃去セザルモノ漸ク多クナレリ。剃リタル毛ハ紙ニ包ミ(穴アル錢ヲ入レルナリ)人通り多ク四辻ニ捨ツルナリ」(吉野郡下市村)、また「近來、生レテ間モナキ小児ノ頭髮ヲ剃ルハ衛生ニ害アリトナシ、三、四ヶ月ノ日子(ママ)ヲ經過シテ後、初毛ヲ剃ル向キモ少カラズ。併シ中ニハ四、五日目位ニ剃リ落スモノモ無キニアラズ」(吉野郡天川村)という状態へと変化し、地域によつては「以前は剃り落したれと、現時は初毛を其俛残しおく様になれり」(宇陀郡宇太村)というようになってきていた。

次に初乳であるが、従来は初乳は害があるとされ、生後三日程度は母乳を与えず、五香湯や露の根を煎じたものを新生児に飲ませていた例が多かつたが、「近來新乳ノ却而有効ナルヲ証セラルルニ至リタルヲ以テ最初ヨリ飲マスモノ(即二十四五時間後)漸ク多クナレリ」(吉野郡下市村)という変化が起こつてきていた。しかし、まだ産婆のいない吉野郡天川村では「産兒出生後一日若シクハ二日位ハ、初乳ハ害アリトテ與ヘズ、此ノ期間ハ専ラ体毒下シト称シテ、前テ述ベタル陀羅尼助或ハ五香湯ヲ服用セシム。サレバ初乳ハ取捨ツ」という状態であつた。また、合乳とか乳合などといつて、生母の乳を飲ませる前に他の女性の乳を飲ませる風習があり、女兒には男兒の母親の乳を、男兒には女兒の母親の乳を飲ませる例(吉野郡小川村・山辺郡東里村)もあつたが、それにはとくに変化は見られなかつた。

一方、新式の産婆の登場とともに衛生観念の普及によつて、新生児へ

の処置として新たに行なわれるようになったのが点眼である。「産婆アル場合ニハ百フロセントノ硝酸銀(硝カ)を用フレドモ、産婆ナキ場合ハ点眼セズ」(吉野郡国樸村)とある。つまり、この大正初年当時というのは奈良県下では古くからの方式と新しい方式とが混在している状態であったといつてよい。

第四は、このように胞衣の処理や新生児の手当てにおいては衛生知識の普及による変化が起こっていたにもかかわらず、産後の産婦の身体に関するケアについては変化が確認しにくいという点である。産後三週間あるいは六日、一日頃に行なわれる床払いの日までの産褥期間は頭髮を梳ることをせず、入浴も腰湯程度である。とくに「頭髮ハ櫛梳ルコト最モ忌ム」(宇陀郡伊那佐村)といい、健康が回復するまでは一カ月間でも髪を梳ることや入浴を行なわないというのである(吉野郡下市村、山辺郡都介野村、他)。食事も使用する食器も家族と別けられいわゆる別火の生活である。それについて下市村の調査者は「蓋シ産ノ為ニ身ノ穢レタルヲ忌ムノ意ナラン」と明記している。床払いの日にはその部屋と産婦の身体が御幣で清められるなど、産穢の観念は依然として強かったことが推定される。

#### (4) 葬送と死穢観念

次に、死と葬送の習俗についてみていくことにする。

##### 1. 葬送習俗の実態

調査当時、この地域では通常の死の場合、自宅で看取られ、夜伽を経て葬儀が行なわれて出棺となり、墓地への野辺送りが行なわれた。そして浄土真宗の場合は火葬、他の宗派の場合には土葬が行なわれた。葬送の手伝いは近隣の人びとによって行なわれていた。また、墓地は村外れ、山中などにあり、その利用は基本的に大字ごとあるいは村ごとの共

有で、埋葬後に寺院の境内などに石碑を建てる例、つまりのちに民俗学が両墓制と名づける形態の事例も確認される。葬送については沿革をたずねる項目は設けられておらず、調査者が近年の変化にふれている例がみられる程度である。つまり、基本的に旧来の方式が伝承されているものと思われる。先に産婦への穢れ観念の強さが維持されている点を指摘したが、同様にここでは死霊畏怖および死穢忌避の観念についても注目してみる。

##### 事例1 吉野郡下市村

**死の直後** 近親者による末期の水、そして死者を北枕に寝かせる。近年の変化として「屏風ハ表面ヲ前ニシ死者ヲ掩フ、納棺後ハ棺掩ヲ用フル故近来屏風ニテ掩フモノ少シ」、死者の上に夜具を着せ、その上を白衣で覆い、顔は半紙で覆う。そして「刀剣ハ死者ヲ掩タル上ニ置ク(近来略スルモノ多シ)」の二点が記されている。

**供物** 仏式においては仏前の左側にシキビ、正面の左右にタカツキまたは藁束に団子(米粉)を盛り、その両側に菓子、燈明、枕付ノ飯餅が供えられる。この際の団子を食べると腹痛(癩持)が治るといふ。

**入棺** 「或居間ノ畳ヲ上ケ盥ヲ倒ニシテ死人ヲ其上ニ乗セ剃髪ヲナシタル後、全身ヲ湯ニテ洗ヒ手拭ニテフキ清浄ナル仏トナス。之レヲ行フニハ親近ノ者参列シテ出入ノ者其用ヲナス(出入りの者は死装束の裁縫や飛脚もする)。そして「死骸ヲ納棺セントスルニ当リ骨堅クシテ棺ニ納メ難キ時ハ念仏ノ籠レル念珠又ハ舍利ヲ以テ死骸ヲ撫ツレバ直ニ柔ニナルト云フ」。

**夜伽** 夜伽は死亡したその夜または翌夜に、僧侶、縁者、尼講または同行、近所の者が参集して行なう。浄土真宗の場合、僧侶が経を誦し香を絶やさぬようにする。夜伽の終わりに、僧侶も一般の者も正信偈を誦して別れをする。浄土宗の場合は参加者とともに鉦を叩き、念仏を唱え

る。家族は、参加者に夜食または朝飯、茶菓の饗応をする。大道といつて、二日夜伽をすることもある。

**位牌** 死亡後二四時間以上四八時間以内に埋葬がなされる。位牌は二つ作り、一つは仏壇に納め、もう一つは墓地に送る。

**香典** 香典は通例五銭から二〇銭くらい、親族は一円から五円、近隣は一〇銭から三〇銭くらいである。親戚や知己または出入りの者は花一封とか放鳥のための鳩や雀を五羽くらい贈る。花は生花と紙花の二種類があり、花輪、花車、花籠にする。この花は土葬ならばその周囲に置き、火葬ならば迎仏の前に供えた。鳥は鳩や雀を花車に入れて贈り、墓地で放つ。

**葬列** 葬列順序は、前駆（羽織袴着用）、名旗、生花、旗、燈籠（青）、枕付（香、団子、燈明、味噌、塩）、燈籠（白）、僧侶、柩、位牌、喪主、親戚が近親順に、尼講または同行、一般会葬者、の順である。喪主は、白衣、白無垢を着用し、草鞋をはく。ただし、死者が身上の場合には見送りをなすが、身下の場合には見送りをしない。親族の服装も、男性は白無垢に麻の袴、草履または草鞋、時に編笠をかぶるものもある。女性は白衣、白帯、綿帽子で、草履をはく。葬列の人夫は笠、そしてカンバンと呼ばれる上着を着て、草鞋をはく。上流の葬儀の場合には導師は乗物を用い、四人か六人の楽人を用いる場合もある。

埋棺の際は、「見納メト云ツテ仏ヲ拝スルコト稀ニ在リ。而シテ棺ヲ墓穴ニ鎮メ血縁ノモノ歟ヲ執リ一歟ノ土ヲ覆フヲ例トス、蓋シ血縁ノ者ガ埋棺ヲシタルノ意ナリ」。下市村は浄土真宗と浄土宗の二つの宗派があり、前者では火葬、後者では土葬が行なわれている。会葬者が帰るとき、喪主は礼場に座し、親戚とともに黙礼で挨拶をする。帰宅後は、塩を振って清めをするか、あるいは空盥の中に足を入れて清める。

嬰兒の葬儀の場合、親戚が集まり僧侶を頼み、日没頃、棺と白提灯二張くらいで簡単に墓地へ送る。

**墓地** 「人家離レタル山地ニ之レヲ設ケアリ。死者ノ多クナルニ從ヒ墓地ノ拡張スルナレバ林立シテ余地ナキ状態ナリ。然レ共其過半ハ皆我檀那寺ノ域内ニ墳墓地ヲ設ケアレバコ、ニ建碑スルナリ。古来ヨリ当地在住ノモノハ大抵其檀那寺ノ境内ナル墳墓地ニ石碑ヲ建設スル故直接ノ墓地ニ非サルモ皆之レニ詣ヅルナリ（但骨ハ其碑下ニ埋ムルナリ）」とある。つまり、のちに民俗学が両墓制と名づける形態である。

**葬儀の手伝い** 葬儀の手伝いは、「近所又ハ町内ニテ手伝ニ託シ酒食ヲ恣ニシ甚シキハ家族迄連行シ飲食セシ等ノコトアリシ由ナルガ近來サルコト絶テナシ」。

**観念** 観念を問う欄には「白衣ヲ身ニ纏フハ死人ヲ連想シテ之ヲ忌ム」、「空桶ニ這入ルハ棺ノ連想上之レヲ忌ムガ如ク総テ喪葬等ニ関スル事物ハ平素ニ於テ之レヲ避クルニカム」などがある。

**注目される点** 以上、死亡後から埋葬に至るまでの大略を示したが、まず、近年変化したことがらとして調査者が指摘しているのは、一、死者を屏風で囲わなくなったこと、二、魔除けの守り刀を行なう例が少なくなってきたこと、三、手伝いの人々のほいままに行なわれてきた飲食の宴の風習が廃れたこと、である。この、手伝い人たちの度を越すほどの飲酒や飲食については、礼節を欠くとみなされて廃止されたものと思われる。また、四、「納棺後ハ棺掩ヲ用フル故」屏風で覆う例が少なくなった、とも書かれている。これにより、棺掩が用いられる前は、納棺した後も死者の周囲に屏風が立てられ、生者と直接対峙するのを避けていたものと推定される。

一方、変化はみられないが、この当時の習俗として注目されるのは、一、死者も喪主夫婦をはじめ親族は白装束であるという点、二、埋葬墓地と石塔墓地とが別々に設営される、のちに民俗学が両墓制と名づける方式が行なわれているという点、三、墓地で鳥を放す放鳥が行なわれていたという点、そして、四、「棺ヲ墓穴ニ鎮メ血縁ノモノ歟ヲ執リ一歟

ノ土ヲ覆フヲ例トス、蓋シ血縁ノ者ガ埋棺ヲシタルノ意ナリ」と解釈されてきたという点、である。この四、血縁者による埋葬時の一鉢の儀礼の意味については、火葬の場合の点火も含めて最近の民俗学でも同様の解釈が示されている<sup>(29)</sup>ところである。

## 事例2 吉野郡国樸村

**死後** 最期は、親族友人等が集まり臨終を見届けると、死後直ちに末期の水といつて柩の葉で各々一滴または三滴の水を死者の口中に落とす。そして北向きに寝かせる。屏風を立て、枕辺に刀剣または鎌鉞を置く。

**入棺** 六道銭と称して一厘銭を六枚頭陀袋に入れたが、「現今コレガ代用トシテ柩ノ葉ヲ以テ銭ノ形ニ切りテ入ル」。その袋に男子なら鎌または鉞、女子には鉢、糸などを入れる。

**夜伽** 夜伽は親族、友人、同行らによつて行なわれる。家族は夜は握飯を、朝は粥を出す。

**葬列** 会葬者の受付は、近親の者が二、三名、白衣を着て表門の両縁または表の間で受ける。香典は親族は一円以上、近隣は一〇銭以上、友人等も一〇銭以上である。香典のほか立花、造花を贈るが、放鳥はない。葬列順序は、散花、生花、名旗、白幟、燈籠、僧侶、柩、喪主、親族、会葬者の順である。墓地において会葬者は供養券と品物とを引き換える。喪主は会葬者一同が下るまで平身低頭、挨拶を行う。

**葬儀ノ手伝ニツイテノ弊風** 「現松岡村長衛生上ノ講話ヲナシテ大ニ悪風ヲ除カレテ供養券ト替ヘラル」とある。墓地における会葬者の取り扱いはとして、受付で「供養券ト品物ト取替ス」と記されているだけでその内容は不明であるが、事例1吉野郡下市村や後述する事例7宇陀郡宇太村、のように喪家における度をこした飲食の風の改善策として、「供養券」が考案され、それと品物とが引き換えられる方式となった意味であろうと推測される。

**墓地** 国樸村は大字新子、野々口、南国樸、南大野、雀垣内、入野の六カ大字からなるが、その各大字ごとに一カ所ずつ共同墓地がある。墓地の立地をみると南大野は吉野川の川中に三反歩程度を有し、他の大字の墓地はいずれも山林内にある。墓地には簡単な標木、標石を建てるだけで、石塔は寺境内に建てられている例が多いといい、いわゆる両墓制の形態である。埋葬墓地では標木のほかに竹を円形に立てて上部を縛り円錐形にしたモンガリもたてられる。

なかでも大字南大野墓地について、「県下独特・比類恐ラク他郷ニ見ザルベキ共同墓地ヲ我村大字南大野ニ存ス。標木標石(石塔)ヲ建ツルコトナク川中ノ丸石ヲ集メテ約円錐形ニ積ミ高サ大人ノタメニハ四尺許、小人ノタメニハ一二尺トス。コノ共同墓地ハ吉野川ノ川中ニ在リ、平常ハ積トナレルモ水量増ストキハ忽チ墓地全部水中ニ没シ積上ゲタル墓墳堆石ハ押流サレ旗立花ハ影ヲ止メズ誰ノ墓トモ区別シ難ク或ハ屍体流失ナキヲ保セズ」と記されており、独特の遺骸処理の方式を伝承していたことがわかる。同じ村落内において、このように異なる形式の墓地を有していた点が非常に興味深い。

**迷信** 上歯に隙間がある者は早く親に別れる、人は干潮時に死に満潮時に生まれる、兄弟親子等血縁の者が住居を異にする場合、そのうちの誰かが死ぬ時は神燈が消えるとか倒れるとか、影なくして足音を聞くとか、夢に化するなどのシラセがあると信じる、四という文字は死と同音なので不吉とする、葬列を切るとまもなくまた葬式を出す、盂蘭盆に仏を祭らなければ故人が善道に入るのを迷って娑婆に出てくる、夜爪を切ると親に別れる、食事の際、飯をもった上に箸を直立させると不吉なことがある、漬物の味および味噌の味が変わったときは死人または不吉なことがある、星が月に近ければ人が死ぬ、カラスが群れをなす時は人が死ぬ、写真を多く写すと夭死する、夢に橋を渡ってしまえば死ぬ、白色は一般に凶事的観念をもつて使用される、など、死の予兆や知らせ、

死を連想させる事象を忌む観念が多く伝承されていたことがわかる。

**注目される点** 変化として注目されるのは、一、六道銭が一厘銭から榊の葉に変わってきた点、二、喪家における度をこした飲酒、飲食の風の改善策として、「供養券」が考案され、それと品物とが引き換えられる方式となった点、三、いわゆる両墓制の形態がみられるという点、四、河川の中に埋葬墓地が設営されている事例が存在し、そこでは氾濫などによって墓も遺骸も流失することもあったという点、五、白色が凶事を連想させる色であったなどさまざま「迷信」が伝承されていたという点、などである。

### 事例3 吉野郡小川村

**死後・入棺・出棺** 死後の処置、入棺については事例1吉野郡下市村、事例2同郡国樫村とほぼ同様である。出棺時刻は午後三時頃であるが、卯の日の場合、「(死者が)重なる」といって、四時過ぎに灯をともして出る。位牌はやはり二つ作り、一つは仏壇に納め、もう一つは墓地に置く。

**葬列** 葬列において、位牌持ちは相続者の役割である。その喪主はイルと呼ばれる白布に袴と袖の広い僧衣に似た衣服を身につける。または袴および紋付羽織袴を着用する。男は笠、女は白衣を被り、草履及び草鞋をはく。埋葬の後、墓地の入口に喪主と親戚の者がならび平身低頭して一々挨拶を行なう。

**四十九日** 四十九日は速夜という。一升餅で四九個、その内の一つは大きい餅をつくり、寺に供える。「七、八年前マデハ必ず忌日相当ニ執行セシガ現今ハ葬式ノ翌日退夜ヲ引上ゲ執行スルモノアルニ至ル。最も(ママ)単簡ニスルモノハ葬式当日式後執行スルコトアリ。但シ夫々仕事毎ニ墓参ヲナスモノトス」とあり、一方で「中陰中(四十九日間)こしき(餅搗が出来ヌトイフ)ヲ立テズ」という伝承を伝えながら、法要の時期を

短縮させる傾向があらわれてきたことがわかる。

**注目される点** 変化として注目されるのは、四十九日の速夜の行事が七、八年前までは必ず忌日に行なわれていたのが、葬式の翌日もしくは当日に行なうように簡略化される例もみられるようになったという点である。

### 事例4 添上郡田原村

**入棺** 死者に頭陀袋をかけ、その中に「銭六厘ヲ紙縫ニテク、リタルモノヲ、握リ飯三個内一個ニハ縫針ヲサシ亡者ガ鬼ニ与フルモノトス、アト二ツハ亡者ノ弁当、亦竹筒ノ節アルモノトナキモノト二ツ入ル、底ナキモノハ鬼ニ与フ。婦人ノ死シタル時ハ鏡、鉢、出産ノ胞紐ヲ入ル」。棺は方柱形の木製の箱に白紙で目張りしたものである。座布団を敷き、その上に散曼茶羅と呼ばれるものを敷いて亡者を座らせ、竹製の笠を被らせ、長さ一尺余りの杖を持たせる、足には草鞋を履かせる。

**供物** 膳の上にご飯を盛り箸をたてたものと団子六個、塩、水杯を供える。団子、塩、水はカワラケに入れる。そしてこれらの供物は「全部出棺後川に捨ツ」という。

**葬列** 出棺に際し、門口で藁火を焚き、松明に火をつけて辻々に蠟燭を立てる。葬列順序は、四ツ餅、花、紙旗(一ノ旗、二ノ旗、前行燈)、白装束の婦人、引導僧侶、位牌持ち、棺・天蓋、僧侶、後口行燈、三ノ旗、四ノ旗、親族、知己、一般会葬者、祭具墓標の順である。四ツ餅は「実ハ三個餅」で、死者の孫の男子が持つ。これを入れる四ツ餅筥は大字の共有物である。喪主は普通袴を着用し、棺の後を昇く。親族の男子は黒紋付の羽織と袴および袴、女子は白無垢で、履物は一定していない。喪主と輿かきは草鞋をはき、位牌持ちは粗末な草履をはく。

**墓地** 墓地は共同墓地である。孫あるいは近親者は掘り初めといって二、三畝掘って、あとは親族でない大字の者が墓穴を掘る。そこに埋棺

すると、孫あるいは近親者は三鍬土を覆い、それから埋棺となる。埋棺の際、「覆土シタル土ヲ鍬ニテ打チ固ムレバ仏浮カバレヌトコレヲ忌ム」。土饅頭を作り、墓標を立て、周囲を青竹を細く割ったものを折り曲げて挿し、正面に青竹の花筒を一本立て、その前に平石を一つ置く。「中流以上ハ竹柵ノ代リニ木ヲ用ヒテラントト称スルモノヲオク」。「中流以上ハ竹柵ノ代リニ木ヲ用ヒテラントト称スルモノヲオク」。「近所ノ人ハ家内総出ニテ濫リニ飲食スルノ風アリ」。

**注目される点** 変化としては、親族の女子はまだ伝統的な白無垢なのに男子は黒紋付の羽織と袴および袴へと変わっている点である。また変化ではないが注目されるのは、一、頭陀袋の中身、またご飯や団子を「全部出棺後川に捨ツ」という処置、二、近親者による「掘り初め」、三、埋棺の際に「覆土シタル土ヲ鍬ニテ打チ固ムレバ仏浮カバレヌトコレヲ忌ム」という伝承、四、埋葬地点の設えで、一般には周囲を青竹を細く割ったものを折り曲げて挿す形なのに対して、「中流以上ハ竹柵ノ代リニ木ヲ用ヒテラントト称スルモノヲオク」という伝承、そして相変わらず、五、「近所ノ人ハ家内総出ニテ濫リニ飲食スルノ風アリ」という状態であったという点、などである。

また、それらとは別に注目されるのは、葬列における、四ツ餅と位牌と棺舁きの役割分担である。孫の男子が四ツ餅を持ち、喪主は死者を納めた棺の後ろを昇く、そして担当者は明記されていないものの、位牌持ちは「粗末ナル草履ヲ穿ク」とあるため喪主の妻など近親の女性である可能性が高い。つまり、喪主が直接棺の後ろを昇いていたことが確認されるのである。

#### 事例5 添上郡五ヶ谷村

**耳フサギ** 同年者が死亡した場合、耳フサギを行なう。ぼた餅、炒り豆を近隣に分与し、そのタメ（お返し）には必ず小石を入れる。その理由

として「益々マメニ暮シ益々因ク（丈夫）ナルベシトノ意」と推定している。

**葬列順序** 四ツ餅、名旗、木碑、紅白旗、花鳥、僧侶、柩、喪主、家長、親族、一般の会葬者で、家族の服装は男子は白衣に草鞋、女子は白のカズキ、白のソンス着物、白草履、親族の服装は、袴、羽織、白足袋、一般の会葬者は袴、羽織または羽織のみ着用であった。そして葬送人夫は白衣を着た。

なお、「村内ノ親族中ニテ当<sup>トイヤ</sup>家ニ当レル家ノ家族ハ葬送ニ参列セズ」と明記されている。

**墓地** 墓地は各大字ごとに一カ所もしくは二カ所有していた。人家を離れた野原にあり、最も広いもので一反くらいであった。「墓標トシテ柵檀ノ木ヲ植ユ」とある。喪主は会葬者に黙礼を行なう。また、「会葬者ニハ墓地ニ於テ酒コンニヤク芋等ヲ饗ス」とある。

**紙位牌** 「葬式後約五十日間紙ニ戒名ヲ書キ門前左側ノ柱ノ下部ニ張り付ケテ置ク」。また満中陰には親類縁者が集まるが、「満中陰志」として、盆、風呂敷、鉢等に戒名を添えてお返しをなされる。

**注目される点** 「村内ノ親族中ニテ当<sup>トイヤ</sup>家ニ当レル家ノ家族ハ葬送ニ参列セズ」というように、氏神の宮座祭祀における神祭り役である当<sup>トイヤ</sup>家はたとえ親族の葬儀であっても参列することはできず、死穢を忌避させようとする強い力が働いていたことがわかる点、また、「会葬者ニハ墓地ニ於テ酒コンニヤク芋等を饗ス」というように野辺送りの時に墓地において会葬者が飲食を行なう点が注目される<sup>(31)</sup>。

#### 事例6 添上郡狭川村

**耳フサギ** 同年者が死亡した場合、耳フサギを行う。小さいぼた餅、赤飯の握り飯を作り、氏神に供えた後これを二個の柀に入れて耳に当てこれをふさぐ。また近隣等にぼた餅または赤飯を配る。

**引餅** 野辺送りから帰宅後、すぐに本屋の表入口の敷居の内側に相続人、外方に親族が立ち、後ろ向きに一枚の鏡餅を半々にもって引つ張り合いをする。昔はこのヒツパリ餅を食べると兵役を免れるといった（しかし「近來、教育ノ結果カ、ル思想ヲ抱クモノ絶対ニナシ」とある）。

**注目される点** ヒツパリ餅の伝承の存在、またそれについて兵役免れのご利益があるとする信仰の存在とそれを強く否定する見解の存在が注目される。

**事例7 宇陀郡宇太村**

死者の衣服は、単衣、袴、綿入を白にて作り着せる。その上に白晒の単衣すなわち経帷子を着せ、白い帯をしめ、宗旨によっては手蓋、脚絆、足袋をつける。しかし中流以下は、夜具の上になだ白の単衣を掛けておくだけである。

死者がもし遺伝または伝染する病気で死ぬ時は、「息の引き取るまきわに病人に知れざる様壺を枕頭に持ち来り蓋を取りおき、息引き取ると同時に蓋をなし、持ち去り、埋むときは遺伝又は伝染することなしといふ」。そして伝染病者の葬儀は「一時死骸を埋葬しおき、時機を見て空葬を行ふ習慣」があった。

**葬列** 葬列は木牌、花車、放鳥、紙旗四本、位牌（相続者の女房持つ）、婦人（白衣を着け頭に白布を纏い、その上からカツキとって白い薄絹を被り面を覆う）、音楽、役僧、行列、先箱二個（四人）、立傘一（二人）、台傘一（二人）、薙刀一、導師籠（四人）、若人、燈籠一对、棺、白張提燈一对、喪主、餅（孫持）、親族、知己、一般会葬者の順である。喪主はハクチョウ（白鳥）を着け、草履をはく。親族は白鳥、袴、羽織、袴を着用し、草鞋をはく。葬列人夫はカンパンと呼ばれる上着にダンダラ帯をしめる。子供が死んだとき親は送葬に加わらず、また妻が死んだとき夫は行かないというように、自分より目下の者が死んだときは送葬

に加わらない。

上流社会においては輿をはじめその他の道具を新調するものの、中流以下では野道具として燈籠、提燈等を購入するほかは借りるのを常とする。

喪主は親族の主なる者と共に予め設けてある礼場に立つて会葬者に挨拶を行なう。

「こしきを内でたつれば後へ死者続く」といって、餅は隣家で搗く。野辺送り後、帰宅すると縁者は空の盥の中を通過して座敷へ直接上がり、兼て設けてある役の餅に味噌をつけて食べる。

**葬儀ノ手伝ニツイテノ弊風** 「以前には葬家に崇り食ひ倒し、飲み倒しなどせしことありとき、しも今は之なし。是平素の行為に不満を抱きいは、垣内の嫌はれものに対する制裁の如く考へたりしなり」

**迷信** 死亡者の用いせず仏祭をしない時はその家の者に死者の魂がつく、人の死ぬ前夜魂が飛ぶという。

**注目される点** 変化としては、「以前には葬家に崇り食ひ倒し、飲み倒しなどせしことありとき、しも今は之なし」という点、また変化ではないが、遺伝や伝染病の死者に壺を使い蓋をするという点、自分より目下の者が死んだときは送葬に加わらないという点、役の餅の伝承などが注目される。

**事例8 宇陀郡榛原村**

**葬列** 葬列順序は、四ツ餅（箱に入れて一荷にする、家の親が死ぬば相続人がこれを持つ）、膳（枕飯）、木碑、花、行列、楽人、僧侶、柩・喪主（喪主は柩の左に付く）、親族（柩の前後）、会葬者の順である。親族の服装は、最も近い親族の場合、男子は白のカンシンシャを着て、笠を被る。女子は白羽二重を着てそれを頭から被る。葬列人夫は袴または白布である。

会葬者の帰路、路傍に礼場を設け、最近親者これに座して会葬者にいちいち挨拶をする。帰宅すると、空の盥に入って座敷に上がり、役の餅と呼ばれる餅に味噌をつけて食べる。

**迷信** 末期の水を飲ませば死する者はいつそう早い、人魂が軒より発するは必ず死亡者あり、死者が固くなってから膝を折ると大きな音を発するが仏法に厚く帰依している人にまたがってもらえば直ちに柔らかくなる、墓の土を下駄にたくさんつけて帰れば必ず凶事あり、墓で倒れるときは必ず近いうちに死んで猫になる、屍を焼く煙が地にはうときは必ず死者あり、四ツ餅を食せば長生きする、そして「黒ハ大喪以後一般ニ悲シミノ觀念ヲ有シ忌ム風アリ、白ハ葬ニ関係シテ一般ニ忌ム」という。**注目される点** 変化としては、「黒ハ大喪以後一般ニ悲シミノ觀念ヲ有シ忌ム風アリ、白ハ葬ニ関係シテ一般ニ忌ム」、つまり、伝統的に白装束の白色が死と葬儀に關係する色として忌まれるものであったのが、明治天皇の大喪以後、黒色が一般に喪葬の悲しみの色として忌まれるようになったという点が注目される。

#### 事例9 宇陀郡室生村

**四ツ餅** 「絶命ト同時ニ死者ノ枕辺ニ四ツ餅（白米壹升ヲ四ツニ仕上ゲタルモノ）、枕附キノ飯（死者平素ノ茶碗ニテ米ヲ計リ飯トナシ其ノ茶碗ニ盛ル）且其ノ飯ヲ煮ル時ハ紙ノ覆ヲナス、炭火ハ自然ニ委シ長時間ニテ其ノ飯ヲ出来上ガラシム、即チ其ノ飯ノ出来ル迄信濃ノ善光寺ニ参詣スルモノナリト信ズ」。そして棺の正面に吉野膳で四ツ飯、枕附ノ飯、味噌を供える。

**葬列** 葬列は、六堂、四ツ餅、親族婦人会葬者、旗二本、位牌、柩、天蓋、旗二本、柩の前後に燈籠と重親類、其ノ他一般会葬者、の順である。位牌持ちは戸主の役割で、娘の婿は天蓋、戸主の妻は木製ノ鍬、その他の親族が幟をもつ。位牌は他の村落の事例と同様に白木で二つ作られ、一

つは仏壇にまつられ、もう一つは「墓地二一七日間之レヲ祭ル後自然消滅、墓表之レニ代ル」という。

**服装** は「重親族ハ色ヲ着シ、親族一般ハ紋付、婦人ハ色を着シ、カツキトテ頭ヨリ薄絹ヲ覆フ、一般会葬者ハ紋付ノ羽織ヲ着クルモアレド思々ナリ」。葬列の時、親族は男女とも草履をはき、女性の頭髪は白紙で結ぶ。葬列人夫の服装も色を着て草履をはく。

**俗信** 妊婦者が死者に近づくと靈魂が家を去らない、病中祈願を行なったときは願果として死者の衣類を屋根の上にあげる、埋棺の時鍬で打たば靈魂は迷いて成仏せずという。

**墓地** 室生村には共同墓地と家ごとの墓地とが併存していた。それについて次のように記されている。「本村共同墓地ハ各区必ズ一箇所以上アリ、其中大字室生ニ有スル共同墓地最モ大ナリ、大抵埋葬ヲナシ火葬スル処少ナケレバ自然墓地ノ面積大ヲナスニ至レリ、石塔ノ数亦多クシテ年代ノ古キモノモ稀ナラズ。家々ノ墓地モ其ノ数甚ダ多ク死亡者ノ遺言等ニ拠リテ風景ノ美ナル処土地ノ高崇ナル処ヲ選ビテ一家ノ墓地ヲ造ルモノ少ナカラズ、而シテ埋葬方法、石塔、卒塔婆等共同墓地ト何等異ナル処ヲ見ズ。只家々ノ墓地ハ多クハ死亡者ノ家ヨリ眺望サル、処ニシテ死後ト雖モ我家ノ幸運ヲ守リ子孫亦朝夕祖先ノ墓ノ方ヲ拝スルニ便ナルガ為ナラン、カクテ大字室生ノ如キハ到ル処家々ノ墓地アリテ石塔此所彼所ニ散在セルヲ見ル、然レドモ現時ハ昔ノ如ク家々ノ墓地ニ葬ラズシテ共同墓地ニ埋葬スル様ニ到レリ。当、大字ノ墓地ニ有スル石塔ノ数四百三十ヲ算シ最大ナルモノ五尺一寸、最小ナルモノ一尺二寸ニシテ石塔ト木ノ卒塔婆ト無塔トノ割合凡ソ六、一、三、ノ如シ、木塔ノ内角柱塔少ナリ、箱塔ト併用シテ箱塔ノ内ニ角柱塔アルモノ少ナカラズ、角柱塔ハ主トシテ高貴ナルモノ死亡シタルトキ用ヒルモノニシテ之レガ自然ニ年月ヲ経ルニ至ルトキ破損スレバ石塔ヲ築キテ埋葬シタル上ニ建ツヲ通例トセリ」。

注目される点 変化としては、埋葬する場所の変化である。「到ル処家々ノ墓地アリテ石塔此所彼所ニ散在セルヲ見ル、然レドモ現時ハ昔ノ如ク家々ノ墓地ニ葬ラズシテ共同墓地ニ埋葬スル様ニ到レリ」という。

そして、変化ではないが、注目されるのは、一、四ツ餅についての詳しい情報である。四ツ餅が枕飯とともに死後すぐに作られ、棺の前に供えられ、野辺送りを経て埋葬墓地に供えられるものであり、死者の近くに置かれ続けるものとされている。また、普段「餅、握飯等を四つまたは三つ持ちゆくのはよろしくない」とか、葬式の際、四ツ餅を食べると壮健となり、夏病みをしない、八十才以上にて死亡した人の四ツ餅は自分もその年まで齢を保つと云って戸口の敷居を隔てて引き合いをして食べるなどとも言い伝えられていた。また、盆の一五日の午前中に「重箱ニ餅ヲ入レ（重箱ニツニ）麻ノ木ヲ天秤棒ノ代リトナシ木ノ両方ニ重箱ヲオキ其上ニ素麵吞一把宛（木ノ両端ノ上ニ）載セル、恰モ葬式ノ際ノ四ツ餅ニ似タリ（仏前ニオク）」と記されており、その形状が想像される。四ツ餅は死者に供えられる食物であり、また盆にも類似の餅が供えられるという記述からは、死者の靈魂がそれによりつくものとみなされていたものと思われる。

そして、二、墓地の形態についての詳しい情報である。共有墓地のほかに家ごとの墓地が存在し、しかも家ごとの墓地の場合、多くは「死亡者ノ家ヨリ眺望サル、処」に立地しているという。また、共同墓地においても墓上装置として箱だけを被せる場合（箱塔）と箱を被せた中から木の標木（角柱塔）を建てる場合とがあったこと、その標木が破損するとそれに代わって埋葬した上に石碑を建てるのを通例としたことがわかる。奈良県地方においては基本的にいわゆる両墓制の形態が一般的であるとされながらも、それとは異なり埋葬地に石塔が建立されるいわゆる単墓制の形態であったことがわかる。

## 2. 葬送習俗の注目点

以上、各地域での葬送習俗における注目点についてはそれぞれ指摘してきたが、要点をまとめれば以下のとおりであろう。第一に、婚姻の習俗や出産の習俗と比較して、葬送の習俗の場合にはあまり大きな変化が見られない傾向性が指摘できるが、その中にあっても確実に変化がみられる部分があったということである。それは、一、葬式の参加者たちによる盛んな飲酒や飲食の風習が廃れてきた（吉野郡下市村・宇陀郡宇太村）、またその代わりとして「供養券」が配られて品物と引き換えるようになってきた（吉野郡国樫村）、二、喪主夫婦をはじめ親族の服装は伝統的に白装束であり、依然とそれが守られている事例が多い中において、一部に黒色の服装への変化が見られるようになってきた（宇陀郡榛原村・添上郡田原村）、三、また一部の地域ではあるが、死者を屏風で囲うことをしなくなってきた（吉野郡下市村）、六道銭が一厘銭から榊の葉に変わってきた（吉野郡国樫村）、四十九日の速夜の行事が葬式当日や翌日に行なわれて簡略化してきた（吉野郡小川村）、等々の変化である。これらのうち、一の過度の飲酒や飲食の風は前述のようにやはり礼節を欠くものとみなされるようになっていたものと推察される。

第二に、上記の、二、にも関係するものであるが、死者の死装束と血縁的関係者の白装束との類似についてである。喪主だけでなく近親者や親族の男女が白衣や白無垢を着用し、男性は笠、女性はカツギは白布を被る例が多い。死者には白装束で旅立ちの姿にするが、野辺送りにおいては死者の子供や兄弟ら血縁的関係者も白衣を身につけて、死者に近い姿をしている。なかには喪主はイル（イロ）と呼ばれる白布に袴と袖の広い僧衣に似た衣服を身につける、または袴および羽織紋付袴を着用する（吉野郡小川村）というように、白衣に代わって袴や羽織紋付袴を着用する例もみられるようになってきているが、基本的に死者の血縁的関係者が死者と同じ白衣を身につけることが死出の旅立ちの共有感を表していたと考えられる。この白色が葬式を連想させる色として、強い忌避観念

が伝承されていた点も注目される。

第三に、葬列において喪主が柩の後ろを昇く（添上郡田原村）、あるいは喪主は柩に随行するという事例の存在である。喪主は柩の左に付く（宇陀郡伊那佐村）、喪主は白衣を着て柩に随行する（山辺郡都介野村）などがある。これは死者と喪主との密接性をよく表す例といえる。死骸を棺に入れて墓地へと運ぶ一方、死者の靈魂は四ツ餅に象徴させて墓地へ運ばれていくように観察されるが、その四ツ餅を運ぶのは孫の男子である場合が多い。野辺送りにおいて忌みがかりの強い役割に、一般には死者の息子とその長男という血縁の強い者があたっていたことがわかる。

これについては、たとえば直江広治は、一般的な傾向性として「位牌を持つ役は相続者と定まっているのが普通で、誰が死亡者の相続者になったかを部落の者に知らせる機会にもなっていた。相続者のことを位牌持子と呼ぶ地方が多いのも、かかる習俗に関連している。死者に供えた枕飯は、相続人の妻が持つことになっている地方が多く、アゲモノ持子・オ膳持子などと呼ばれている。棺早起の役は、葬式組のものがこれにあたる風が多くなったが、近親者もしくはこれに準ずる者でなければならぬとする気持を、濃厚に伝えた土地もまた少なくない」と述べている。この『奈良県風俗志』資料にも、そのような位牌持ちは喪主の役目とする町や村の例がある一方で、喪主は柩の後ろを昇くと定められている例も混在しており、位牌によって相続者たることを表明するという社会的意味よりも、むしろ死者に密着して死者の靈魂を安定的にあの世に送る役目という信仰的意味が重視されていたと考えられる。

第四に、当時の非常に強い死霊畏怖観念についてである。冠婚葬祭に關する「迷信」のうち死と葬送に關する項目には、死の予兆ばかりでなく、卯の日の葬式は普通より出棺の時刻を遅くする、葬列が途切れるとまもなくまた葬式を出す、出棺後室内を掃き出して戸障子を閉じて死人

の帰らぬようにする、新しく埋葬した墓にその日に雨が降れば後が近い（すなわち死人が続く）、出棺の翌日は大字の者は洗濯をしない（すると死者の禍を招く）など、死者が続くことを忌む俗信が数多く記録されている。また同齡者が死亡した際に耳塞ぎを行なう習俗の存在（添上郡五ヶ谷村、同郡狭川村）など、死者の靈すなわち死霊が生者を引っ張るといふ死霊畏怖の観念が非常に強かったことが確認される。これらから死者と生者との関係性として指摘できるのは、死者に対する生者、とくに血縁的関係者との密着性であり、生と死の中間領域の存在感の強さとそれを反映しての死霊畏怖の観念の強さである。

#### ④ 論点

以上、戊辰詔書発布直後の明治四二年（一九〇九）に兵庫縣飾磨郡教育会が中心となって調査と編集を行なった『飾磨郡風俗調査』と、大正天皇即位の御大典記念事業として大正四年（一九一五）に奈良県教育会が中心となって調査を行なった『奈良県風俗志』資料と、その両者におけるとくに婚姻、妊婦・出産、葬儀の習俗についての記述の確認とその内容の分析を行なってきたが、それぞれの論点は本文中でそれぞれ指摘してきたところである。それはとくに、二、（五）『飾磨郡風俗調査』の特徴、三、（二）婚姻と階層差、他の町村の報告にみる階層差、（三）出産習俗の変化の実情、（四）葬送習俗の注目点、などでの指摘である。あらためてそれらのうちのいくつかをまとめてみるならば以下の通りである。

第一は、『飾磨郡風俗調査』も『奈良県風俗志』もともに明治末から大正初期にかけての地方改良運動の時期に行なわれた風俗調査であったが、両者の間では地方によりまた担当者によりそれぞれ大きな特徴と差異があったという点である。まず、飾磨郡教育会が当時の婚姻、妊婦・

出産、および葬儀に関する慣習について調査した「内容」とそれに対する「刷新改良上の意見」について指摘できるのは、その「刷新改良上の意見」は飾磨郡教育会の基本的姿勢をよく表すものであるが、そこには伝統的な慣習としての民俗の論理を考えてみるという姿勢は微塵もなく、「時代の趨勢に適合」すべき改良の推進であり、それは、二一（五）「飾磨郡風俗調査」の特徴」でも指摘した通り、①無礼講から礼節へ、②虚栄奢侈から堅実儉約へ、③迷信から衛生へ、④祝祭から哀悼へ、という改良運動であった。つまり飾磨郡教育会の視線はその土地の生活者のものでなく、慣習を一方的に迷信や弊風とみるまさに近代的で科学的と自認する「教育者」の視線であり、科学的な知識の普及によって因習を打破すべきだとする他者的なものであったといつてよい。一方、『奈良県風俗志』の場合、奈良県教育会の事業としながらも、奈良県師範学校教諭であった高田十郎が編集委員囑託となつて進められ、近代教育や科学、衛生知識の普及、迷信の打破、といういわゆる上からの指導と改良という一方的な態度で臨むのではなく、当時の村落社会における具体的な現場の資料収集を意図し、実態の把握を目的としていたものであった。つまり、旧来の慣行を一方的に「刷新改良」しようという飾磨郡教育会と、「我が風俗ノ何種ハ本ノマ、ニシテ、何種ハ如何ニ変化シ将タ西洋ヨリ入来レルカラ調べ置カン」とする奈良県教育会との両者の風俗調査の間には、その動機づけと姿勢の上で大きな差異があつたのである。

第二は、『奈良県風俗志』に報告された奈良県下の各村落における大正四年（一九一五）当時の婚姻、妊婦・出産、葬儀の習俗についての追跡確認により、その当時すでに変化が起つていた習俗と、いまだに変化が起つていない習俗との両者の実情が明らかになつたという点である。

まず、その一、婚姻の儀式で注目されるのは、上流、中流、下流の階層差が著しくみられたという点である。たとえば結納についても一方で節約化が進んでいたのに対して逆に増加傾向をもみせているという相反する例が記されている。上流階層ほど資金をかけて儀式や行事を盛大に行なっているのに対して、下層社会ではそれこそ「猫ノ子ヲ貰フ如キ」とか「犬ノ子ヤ猫ノ子ヲ貰ツタ様ナ」という状況であつた。そして、自由結婚については、相当学識のあるものの間でも稀にはあるが、それをもつともさかんに行なわれているのは下層社会であり、自由結婚を下卑たものとみる風潮が土地の人の感想としてはあるが、下層社会においてはそんな感じはまったくなくごく普通に行なわれているという。つまり、自由な恋愛と性による村内もしくは近隣村の男女同士の結婚が、近代化の中で不道德なものと見なされるようになってきてはいたが、階層によってはまだ旧来のそれを当然のこととする状況にあつたことがわかる。

その二、妊婦と出産に関して変化のみられた習俗と変化のみられない習俗については、三一（三）―三「出産習俗の変化の実情」で指摘した通りであるが、第一に、この時期は新式産婆と旧式産婆が混在しており、両者によるそれぞれの処方がみられたのが特徴である。新式産婆の指導によつて、出産時の産婦の体位がいわゆる座産から仰臥産へと変わつていく、その過渡期であつたことがここに具体的な事例によつて確認される。また、新式産婆による新生児の手当ての普及によつて、新生児に点眼をする、それまでは捨てていた初乳を飲ませる、六日目頃に行なわれていた初毛剃りの習俗が行なわれなくなる、など、衛生知識の普及による変化が著しかったことがわかる。第二に、胞衣の処理方法が、従来は家の門口や床下、便所の入口に埋納されていたのが、衛生法の施行によつて墓地に埋める方式へと変化していった。これにより、一種の信仰的な対象物として丁寧に取り扱われてきた胞衣が、単なる不浄な排泄物とみなされるようにと人びとの視線も変化していきつたことがわかる。

そしてその三は、このように胞衣の処理や新生児の手当てにおいては衛生知識の普及による変化が起こっていたにもかかわらず、産後の産婦の身体に関するケアについては変化が確認しにくいという点である。産婦の頭髮を梳ること、入浴、別火での食事、床払いの日に産褥の部屋と産婦の身体が御幣で清められるなど、産婦の観念は依然として強かったことが指摘できる。民俗慣行としての妊産婦をめぐる伝統的な営為が、近代化によって医療と衛生の領域へと移行していく当時の状況にあっても、産穢をめぐる部分はなかなかそのような変化が見られなかった点が注目される。その産穢や血穢をめぐる民俗がその根底から変化を起こすのは戦後の高度経済成長期を待ってのことであった。<sup>34)</sup>

その四、葬送習俗については、三―(4)―2「葬送習俗の注目点」で指摘した通りであるが、まず、その一、婚姻の習俗や出産の習俗と比較して、葬送の習俗の場合にはあまり大きな変化が見られないことが指摘できる。その中であって、確実に変化がみられる部分としては、葬式の参加者たちによる盛んな飲酒や飲食の風習が廃れてきたことである。これは礼節を欠くものとみなされたからであり、前述のように、当時の刷新改良の眼目が、①無礼講から礼節へ、②虚栄奢侈から堅実儉約へ、③迷信から衛生へ、④祝祭から哀悼へ、という点にあったために、葬儀での盛大な飲食は、この①と②と④に抵触するものとみなされたからと考えられる。そして、一方では、いま述べた出産習俗の中の産穢にかかわる部分やこの葬送習俗の死穢にかかわる部分には当時はまだ強い介入がみられなかったのである。また、喪主夫婦をはじめ親族の服装は伝統的に白装束の喪服であり、依然としてそれが守られている事例が多い中であって、一部に黒色の礼服の服装への変化が見られるようになってきたことは注目すべき変化であった。

一方、変化のみられない伝承も多く見出された。たとえば、死者の死装束と喪主夫婦をはじめとする血縁の関係者の白装束との類似による服

喪の表象や、葬列において喪主が柩の後ろを昇く、あるいは喪主は柩に随行するという事例の存在である。そこには、伝統的な死者と喪主夫婦ら親族たちとの血縁関係にもとづく密着性が儀礼的にもよく表現されており、その白色が葬式を連想させる色であり人びとの強い忌避観念ともなうものであったという事実は、色彩感覚の変化の歴史の上からも興味深い。また死や葬式に関する魔除けなど種々の俗信の存在からは当時の非常に強い死霊畏怖観念の存在が推定される。葬送の習俗の場合には、この大正初期の地方改良運動の段階では、いまだに自宅での葬儀、葬列と野辺送りの習俗、近隣の相互扶助による葬儀の執行などに変化はみられず、それらが病院や葬儀社の関与によって大きく変化していくのは、戦後の高度経済成長を経てからであった。<sup>35)</sup>

第三は、民俗の変化という問題についてである。民俗の伝承の過程における変遷については、基本的に集団的で集合的なものであるから相対的な変遷史であり絶対的な年代で単純化して表すことができない変遷史として考えられている。前述のように柳田も「風俗史という以上は、それが都市のみの事実であってはならない。農村漁村など全国にわたっての記述が含まれなければならない」、「風俗の変遷はいつも斜線をえがいてかわっていくので、それを知ることが風俗史の任務だと思っている。ただ大きな都会の世相だけを見てはわからないのである」と述べているが、まさにその通りである。多くが都市を中心として、その一部に、起こった最新の変化がどのようにして全国各地の上中下流の各階層にわたって広く一般の人びとの共有するものとなっていくのか、その過程では当然その新しい技術や芸術の「提供」と「受容」の相互の力学関係が存在する。そして、それが生活文化の地域差や地域性を形成していくこととなる。そのような「創生」、「提供」、「受容」、「変容」、「伝承」の、時間的かつ空間的な展開の全体像の中に、民俗文化の伝承のダイナミズムを見ようとするのが民俗学である。したがって、これまでは民俗の記

述においてはしばしば「絶対年代はない」などといわれたものであるが、しかし、それは民俗学が絶対年代を追求しなくてもよいという意味では断じてない。一部で起こった変化も、それが広く波及していく過程も、いずれも可能な限り民俗学はあくことなく年代的に追求していく必要こそあるのである。歴史学は概して新しい一部の变化をもつて生活変遷史を論じがちであるといわれるが、民俗学こそはその新しい一部の变化もその後の波及や変化の過程も幅広く長いスパンで追跡確認していく学問である。このような意味から、この風俗志の民俗学的な資料価値はきわめて高いとすることができる。大正初年という時代の奈良県下の村落社会における風俗志の情報資料分析によつて、民俗の変化について具体的な年代を当てて考えることができるからである。戦後に活発化した日本民俗学の全国各地での民俗調査においては、体験者からの伝聞としてしか聞けていなかった民俗の変遷が、具体的な地域における変化としてここにリアルタイムで確認された意義は大きい。

註

- (1) 安丸良夫「近代化」の思想と民俗」『日本民俗文化大系一 風土と文化』小学館、一九八六年
- (2) 牧原憲夫「文明開化論」『岩波講座日本通史二六 近代1』岩波書店、一九九四年
- (3) このような旧来の民俗の廃絶と近代化を進めようとする国家の側の施策と現実の村落生活の動向とのせめぎあいの中で、その一方、明治になって新しく創出・再構成された行事や民俗に注目する論考もみられる。たとえば近代史の高木博志「初詣の成立—国民国家形成と神道儀礼の創出—」西川長夫・松宮秀治編『幕末・明治期の国民国家形成と文化変容』新曜社、一九九五年）は、初詣と国家神道との関係を分析し、初詣が宮中の四方拝の影響を受けて新しく「創出」された儀礼であると指摘している。また民俗学の岩本通弥「都市生活と民俗」『都市の民俗』雄山閣出版、一九九七年、同「初日の出考」『歴史の文法』東京大学出版会、一九九七年）は、近代の都市における初詣の生成について論じ、現在のような元日未明より社寺に参詣する初詣は伝統的な習俗ではなく、明治五年（一八七二）に太陰太陽暦から太陽暦に改暦されて、新暦の元旦が年の初めとして強調されるなどのなかで形成された国民行事であるという。そして、日清戦争の勝利も日の出の勢いだと言及されたように、初日の出や元日が旭日昇天の勢いで躍進する明治国家のイメージと重なりあつて人々に受容された、と指摘している。
- (4) 宮地正人「地方改良運動の論理と展開」『日露戦後政治史の研究』東京大学出版会、一九七三年
- (5) 有泉貞夫「明治国家と民衆統合」『岩波講座日本歴史一七 近代四』岩波書店、一九七六年
- (6) 有泉貞夫「明治国家と祝祭日」『歴史学研究』三四一、一九六九年）では、「明治初年にまったく新たにもちこまれた紀元節・天長節などの国家の祝祭日が、どうして国民の生活意識に浸透し得たのか」についての分析がなされている。まず有泉は明治六〇八年の禁令・布達より、祝祭日制定Ⅱ五節句廃止に関する記事の分析と明治九年暦の刊行にあたり新暦と旧暦が合載されたことなどから、まだこの時期では「後のように天皇崇拜によつて国民の日常生活の全体を方向づけるといふようなことは出来ませず、また考えられてもいなかった」（二二二ページ）という。その後、明治二十年代の『農事調査』による都市別祝祭日休業調査によれば、「一部ではあるが太陽暦を採用し国家の祝祭日に休業する習慣が出来かけていること、それが寄生地主制のもつともはやく確立する畿内先進地帯農村であ

り、村内では「中等以上ノ農家」からである(六三三ページ)ことを指摘している。また、相原村橋本(神奈川県相模原市)の豪農、相沢菊太郎の「相沢日記」に明治一九〇四五年に記された紀元節の日の記事について「明治20年代では全くの無関心、30年代もはじめは天長節と混同するくらいで大して気にしていない。助役になっても明治35年までは学校の祝賀式にも出ていないようである。それが日露戦争後は、まさに様子が一変する。その変化は目を見はるばかりである。式には必ず出席し、出来なかったときにはその理由を記している(六四四ページ)」という。有泉は、日露戦争後に紀元節が(典型的豪農)の生活意識に急に浸透することになったのではないかといひ、さらに相沢の生活史の追跡を行ない、日露戦争の勝利によって「豪農たち(今や寄生地主)は自分自身でなく、国家の權威を待んで村民(自作農)に対してゆくことになる。そのとき国家の祝日はかれら自身の吉日となる(六五五ページ)のであった」と総括している。そして、「紀元節など明治国家の祝祭日は、明治20年代なかば以降小学校式日儀礼によって子供たちをとらえ、30年代なかば以降とくに日露戦争後に寄生地主化した豪農層の生活意識をとらえ、明治40年代に官僚が指導し地主層を媒介とする。地方改良運動」によってはじめて底辺に浸透し、学校教育から社会教育へリンクされ再生産されることになった(七〇ページ)という過程が想定されている。

- (7) 大門正克「農村問題と社会認識」(歴史学研究会・日本史研究会編『日本史講座八 近代の成立』東京大学出版会、二〇〇五年)ほか。
- (8) 長志珠絵「文明化と国民化」大門正克・安田常雄・天野正子編『近代社会を生きた』吉川弘文館、二〇〇三年、二七ページ
- (9) これに関連して松崎憲三「地方改良運動と民俗―『町村是』の分析から―」(松崎編『近代庶民生活の展開―くにの政策と民俗―』三一書房、一九九八年)では、明治二十年代から昭和初期まで全国各地で作成された「町村是」のうち、実態調査が伴う「町村是」の活用の可能性に注目し、大正四年(一九一五)、大正天皇即位記念事業として企画された栃木県南河内町の「町村是」の分析(松崎「町村是と風俗改良」『栃木県南河内町民俗編』特論、一九九五年)や明治三十年代および明治末から大正初めに作成された新潟県見附市内の「町村是」の分析を行なっている。見附市内の「町村是」より、時間の励行、陽暦の実行、休日的一定化、および冠婚葬祭・村つきあいの簡素化を例に風俗改良とその実効についての考察が試みられている。しかし、その「町村是」の情報というのは、選択されたものであり、その有効性も不明で、努力目標やスローガンのものにとどまっているなどの点で、生活の実態の把握という面ではやはり一定の限界がある。
- (10) 柳田國男「明治大正史世相篇」一九三〇年
- (11) 柳田國男・大藤時彦「現代日本文明史18世相史」東洋経済新報社版、一九四三年

- (12) 柳田國男編『明治文化史13風俗』原書房、一九七九年(一九五四)
- (13) 前掲註12、五九〇ページ
- (14) このような柳田のいう都市と地方との風俗の変遷という視点の重要性について論及しているのが岩本通弥「都市生活と民俗」(福田アジオ・赤田光男編『講座日本の民俗学3 社会の民俗』雄山閣出版、一九九七年)、同「民俗・風俗・民俗の思想」(朝倉書店、一九九八年)などである。
- (15) 引用は、飾磨郡教育会編『飾磨郡風俗調査』(名著出版、一九八三年)による。
- (16) 新谷尚紀「死と人生の民俗学」曜々社、一九九五年、七七―七八ページ
- (17) 関沢「宮座祭祀と死穢忌避―伝統社会の生活律―」関根康正・新谷尚紀編『排除する社会・受容する社会―現代ケガレ論―』吉川弘文館、二〇〇七年
- (18) この『奈良県風俗志』に注目したものとしては、部分的ではあるが、高木博志「近代天皇制と古都」(岩波書店、二〇〇六年)がある。そこでは、「高市郡高市村・白檀村・飛鳥村之部」の報告情報の中から、国旗の掲揚がいかに社会に浸透してゆかその過程、また皇祖発祥の地とする位置づけがこの大正期にはまだ地元民にとって「何等ノ感想ナシ」という状況であったことなど、重要な事実が読み取られている。

- (19) 『奈良県政七十年史』奈良県 一九六二年、六六ページ
- (20) 鹿谷歎「奈良県風俗誌」について『奈良民俗通信』三三、一九九五年
- (21) 栢木喜一「探集の鬼 高田十郎―奈良の民俗探訪家―」(二)『奈良民俗通信』二〇、一九九二年
- (22) 栢木前掲註21、六ページ
- (23) 『奈良県風俗志記載事項調』(奈良県立図書館情報館蔵)
- (24) 柳田國男「郷土生活の研究法」(『柳田國男全集』二八 ちくま文庫 一九九〇年(一九三五))
- (25) 前掲書註24、二八ページ
- (26) 吉野郡上市町風俗志の場合、材料蒐集委員平田徳太郎より郡教育会長谷原岸松宛てに「本年六月七日付ヲ以テ御依<sup>寄</sup>囑相成候上市町風俗志左記ノ通り調査致候ニ付此段報告候也」と、大正四年十一月一日付で記録されている。また、添上郡東里村風俗志の緒言には「本志料ハ大正四年六月ヲ以テ調査ニ着手シ大正五年十一月ヲ以テ竣成セシモノナリ」とあり、編纂者六名(内女性二名)が分担して調査を行なったこと、また村長、学務委員、役場吏員、村会議員、大字総代の援助を得た点が多いことも記している。
- (27) 大出春江「病院出産の成立と加速―正常産をめぐる攻防と産師法制定運動を中心として―」(『人間関係学研究』七 大妻女子大学 二〇〇六年)
- (28) 前掲の兵庫県では明治三十四年四月二十日日本県令第四十二号胎衣及産褥汚物取

縮規則が公布されていた。

- (29) 新谷尚紀「死と葬送」赤田光男・福田アジオ編『講座日本の民俗学 6 時間の民俗』雄山閣出版、一九九八年

- (30) 野田三郎「流葬を伴う両墓制について—紀伊日高川を中心に—」『日本民俗学』九四、一九七四年

- (31) 関沢前掲註17において、近畿地方村落における宮座祭祀と両墓制という両者の特徴的な民俗の間の関連性についての分析を行ない、神社祭祀における強力な清浄性確保のための拘束性と葬墓制における強力な死穢忌避の拘束性とが、両者の民俗を現象化させるうえで共通の基盤となっていると論じた。大正四年当時、五ヶ谷村では宮座祭祀の当座(トウヤ)は葬式に参列しないものの、野辺送りにおいて会葬者が墓地で飲食を行なう慣行が存在していたことからすれば、この当座も神社祭祀のための当座の清浄性確保は重視されていた一方、墓地で死者との食い別れを行なう儀礼もまた重視されていたことがわかる。

- (32) 岩井宏實編『奈良県史第十二巻 民俗(上)』(一九八六年)によれば、大宇陀地方の「出立ち」の事例としてその伝承の年代は明記されていないが、ヨツモチの供え方と墓地への運搬方法、また処分の仕方について次のように記述されている。

「出棺の前にヨツモチといって、一升の餅を四半分にした丸餅を死人に供える。野辺送りの時には、これを二つずつ一対につくり、真中に竹の棒を挿して男孫が持つて行く。孫のない時はオトゴ(末子)がかつぐ。しかし子供が小さ過ぎると大きい者がその子の名を借りて持つて行く。途中肩を変えてはいけないことになっている。この餅は墓に供え、後ヤマシが持帰って牛に食わすことになっているが、長命の人のヨツモチを食べると長生きするといつて、ヤマシの了解を得て貰う人もある」(三三四ページ)。

また、これとは別に「野辺送り」の項目には、具体的な村落名は明記されていないものの、次のような興味深い記述もみられる。「野辺送りのひと足前に『オマエさん持ち』といって、両隣りの者が御前(御膳)道具を持つて墓に行く。これは枕飯と四つ餅で、墓の受取地蔵に供える」(三三六ページ)、また行く途中で「道ロウソク」を立てていく。

この「オマエさん持ち」の役割は、秋田県や千葉県ほかから報告されているアトミラスと呼ばれる、葬列に先立って五穀を入れた頭陀袋とともにムシロやカマスを墓地に送る儀礼(魂送りともいう)を想起させる。四つ餅は枕飯とともに単なる供物ではなく、死者の靈魂送りを象徴的に表象しているものと解釈される(枕飯については、関沢まゆみ「行き場を失った枕飯」『国際宗教研究所編『現代宗教二〇〇四』(特集死の現在) 東京堂出版、二〇〇四年参照のこと。また、アトミラスについては、最上孝敬『靈魂の行方』(第一章 霊送りとその周辺)

名著出版 一九八四年、新谷尚紀『日本人の葬儀』(「葬儀の深層」第二章 米の霊力) 紀伊國屋書店 一九九二年) 参照のこと。

- (33) 直江広治「葬式」(柳田国男編『明治文化史13 風俗』原書房 一九七九年(一九五四)、二六九ページ)

- (34) 新谷尚紀「赤不浄と黒不浄—忌み穢れ感覚の希薄化—」(関根康正・新谷尚紀編『受容する社会・排除する社会—現代ケガレ論—』吉川弘文館、二〇〇七年)

- (35) 関沢まゆみ「葬送儀礼の変化—その意味するもの—」(国立歴史民俗博物館編『葬儀と墓の現在』吉川弘文館、二〇〇二年)

- (36) 柳田国男編『明治文化史13 風俗』原書房、一九七九年(一九五四)

(国立歴史民俗博物館研究部民俗研究系)

(二〇〇七年三月三〇日受理、二〇〇七年九月一四日審査終了)

---

## **Changes in Folk Customs in “Fuzokushi” : Recorded Life Rituals in the Meiji and Taisho Periods**

SEKIZAWA Mayumi

This paper investigates customs associated with marriage, pregnancy and childbirth, and funerals recorded during the period of the Chiho-Kairyō Undo (Local Improvement Movement) spanning the end of the Meiji period and the beginning of the Taisho period. The records are contained in a survey of folk customs called “Shikama-gun Fuzoku Chosa” conducted by the educational association of Shikama County in Hyogo Prefecture, and in a collection of written records on folk customs titled “Nara-ken Fuzokushi” compiled by the Nara Prefecture educational association.

The paper first discusses the huge difference in motivation and attitudes towards folk customs represented in the two surveys. While the Shikama County educational association attempts to unilaterally “renew and improve” old practices, the Nara Prefecture educational association states, “Our aim is to investigate customs that have been passed down unchanged, customs that have changed, and customs that have been introduced from the West.”

Second, the paper describes both old and modified customs and practices associated with marriage, pregnancy and childbirth, and funerals that existed in 1915 in villages in Nara Prefecture as recorded in the “Nara-ken Fuzokushi.” Several features of interest emerge from this examination. Differences in marriage practices (betrothal gifts, “yome-iri,” and perceptions regarding free marriage) were apparent between the upper, middle and lower classes. With respect to old and modified practices associated with pregnancy and childbirth, even though modernization had seen a shift toward medical treatment and sanitation at the time, other issues remained resistant to change, such as those associated with the belief that mothers were defiled by childbirth for a brief period after birth. A study of funeral customs showed that they had remained largely unchanged compared with customs surrounding marriage and childbirth. However, one significant change was that those attending funerals no longer followed the custom of lavish drinking and eating. The movements for renewal and improvement at that time had four main purposes. They were to effect a change from 1) unrestrained behavior to propriety; 2) pretentious extravagance to frugality; 3) superstition to sanitation; and 4) celebration to mourning. Accordingly, lavish drinking and eating at funerals were considered to infringe upon 1), 2) and 4) above. Also, as was the case with issues associated with the belief in defilement after childbirth, there seemed to have been little intervention in funeral customs associated with the belief in defilement caused by death in the family.

Third, the paper examines changes in folk customs. Changes that occur in the process of the passing down

---

---

of folk customs basically occur collectively. Consequently, they constitute comparative history and as part of our social history cannot be expressed simply as having occurred at a specific date. However, by studying materials on the history of folk customs, it has been possible in this study to ascribe specific dates to changes that took place in specific districts, thus confirming changes in folk customs.